

これは正本である。

令和 7 年 6 月 9 日

同庁裁判所書記官 壺内貴光

令和 7 年（行ク）第 5 号 執行停止の申立て事件

（本案・令和 7 年（行ウ）第 18 号 市議会議員除名処分取消等請求事件）

決 定

兵庫県朝来市佐囊

申 立 人

関 綾 乃

同 代 理 人 弁 護 士

仲 元 紹

兵庫県朝来市和田山町東谷 2 1 3 番地 1

相 手 方

朝 来 市

同代表者朝来市議会議員

浅 田 郁 雄

処 分 行 政 庁

朝 来 市 議 会

同議会代表者議員

浅 田 郁 雄

同 代 理 人 弁 護 士

中 上 幹 雄

同

森 崇 志

同

太 田 悠 子

同

千 葉 真 嗣

主 文

- 1 朝来市議会が令和 7 年 3 月 26 日付けで申立人に対してした除名処分の効力は、同年 10 月 31 日まで停止する。
- 2 申立人のその余の申立てを却下する。
- 3 申立費用は相手方の負担とする。

理 由

第 1 申立て

朝来市議会が令和 7 年 3 月 26 日付けで申立人に対してした除名処分の効力は、本案事件の判決の確定に至るまで停止する。

第 2 事案の概要

本件は、朝来市議会（以下「市議会」という。）が、その議員であった申立

人に対し、市議会の会議における申立人の発言が地方自治法132条所定の無礼の言葉の使用に該当することなどを理由として、令和7年3月26日付けで同法134条1項、135条1項4号に基づき除名の懲罰（以下「本件処分」という。）をしたところ、申立人が、相手方を被告として本件処分の取消し等を求める訴えを提起した上で、これを本案として、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）25条2項に基づき、本案事件の判決の確定まで本件処分の効力の停止を申し立てる事案である。

1 認定事実

後記の疎明資料及び審尋の全趣旨によれば、以下の事実を一応認めることができる。

(1) 申立人は、令和3年10月24日に実施された市議会の議員の選挙に当選し、本件処分当時、市議会の議員であった者であり、その任期は、令和7年10月31日までであった（審尋の全趣旨）。

(2) [REDACTED]（以下「本件請願人」という。）は、令和6年6月17日付け請願書を市議会に提出し、市議会の吉田俊平議員の即時議員辞職勧告を求める旨の請願（以下「本件請願」という。）をした（疎甲1）。

(3) 申立人は、同月20日及び21日、本件請願につき賛同人として署名した者らを戸別訪問し、事情を尋ねるなどした（以下「本件戸別訪問」という。）ところ、複数の賛同人が、賛同の意思表示を撤回したい旨を市議会に申し出るなどした（疎甲7、審尋の全趣旨）。

(4) 本件請願人は、同月22日頃、市議会に対し、本件戸別訪問は本件請願の賛同人の切り崩し行為であり、また、個人情報の取扱いに問題があるなどとして苦情を申し入れた（疎甲2）。

(5) 市議会は、同月24日、本件戸別訪問等について、地方自治法100条1項に基づく調査をするため、請願受理及び個人情報取扱事務調査特別委員会（以下「百条委員会」という。）を設置した（疎甲5）。

(6)ア 同年12月24日の市議会の会議（以下「本件会議」という。）において、百条委員会から中間報告がされたところ、そのうち申立人に関する部分の要旨は、以下のとおりである（疎甲5、7）。

① 賛同人への戸別訪問による干渉

申立人が賛同人に対して戸別訪問を行い、賛同人の意思確認を超えた、抑圧的な性質を持って署名の撤回を促す質問を行った行為は、憲法16条、19条、21条の基本権を侵害する。

② 個人情報の目的外利用

申立人が賛同人名簿を利用して戸別訪問を行った行為は、朝来市議会の個人情報の保護に関する条例の趣旨に違反する。

③ 請願審査手続の逸脱

申立人の行為は、請願審査における議会の集団的意思決定の枠組みを逸脱し、請願審査の公平性を損なう結果を招いた。

イ 本件会議においては、引き続き、本件戸別訪問に係る申立人の行為が市民の信頼を損ねる重大な問題であるとして、申立人に対する辞職勧告決議案（以下「本件決議案」という。）が提出され、これが直ちに議題とされたところ、申立人は、本件決議案につき発言を許可され、別紙4の5項（3）記載の発言①～⑮のとおり発言をした（以下、併せて「本件各発言」という。）。その上で、本件決議案の採決が行われ、賛成多数で可決された。（以上につき、疎甲6～8）

ウ 本件会議においては、さらに、申立人が本件請願人に対する侮辱発言をしたことを理由として、申立人に対する懲罰動議が提出され、懲罰特別委員会が設置された（疎甲9）。

(7) 懲罰特別委員会は、審査を経た上で、令和7年3月26日付け審査報告書において、申立人を除名とすべきものとしたところ、上記報告書の内容は、別紙4のとおりである（疎甲11）。

市議会は、上記報告書を受けて、同日の会議において、議決により、申立人を除名とする旨の本件処分をした（疎甲１２）。本件処分は、本件各発言が地方自治法１３２条所定の無礼の言葉の使用に該当し、あるいは、議会の品位を損なうものとして朝来市議会会議規則１４４条に違反することを理由とするものである（審尋の全趣旨）。

(8) 申立人は、同月２８日、本件処分の取消し等を求めて本案事件に係る訴えを提起した上で、その効力の停止を求めて本件申立てをした（当裁判所に顕著な事実）。

2 当事者の主張

申立人の主張は別紙１及び別紙２のとおり、相手方の主張は別紙３のとおりである。

第３ 当裁判所の判断

1 「処分により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」（行訴法２５条２項）に該当するか。

(1)ア 憲法は、地方公共団体の組織及び運営に関する基本原則として、その施策を住民の意思に基づいて行うべきものとするいわゆる住民自治の原則を採用しており、普通地方公共団体の議会は、憲法にその設置の根拠を有する議事機関として、住民の代表である議員により構成され、所定の重要事項について当該普通地方公共団体の意思を決定するなどの権能を有する。

イ 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体の区域内に住所を有する者の投票により選挙され（憲法９３条２項、地方自治法１１条、１７条、１８条）、議会に議案を提出することができ（同法１１２条）、議会の議事については、特別の定めがある場合を除き、出席議員の過半数でこれを決することができる（同法１１６条）。そして、議会は、条例を設け又は改廃すること、予算を定めること、所定の契約を締結すること等の事件を議決しなければならない（同法９６条）ほか、当該普通地方公共

団体の事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができ、同事務に関する調査を行うことができる（同法98条、100条）。議員は、憲法上の住民自治の原則を具現化するため、議会が行う上記の各事項等について、議事に参与し、議決に加わるなどして、住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負うものである。このように、普通地方公共団体の議会の議員は、憲法に由来する重要な責務を負っているということができる。

ウ 除名の懲罰は、上記の責務を負う公選の議員に対し、議会がその権能において科する処分であり、これを科されると、議員としての地位を失い、住民の負託を受けた議員としての責務を全く果たせなくなるところ、上記のとおり、議員の負う責務が憲法に由来する重要なものであることからすると、除名の懲罰を受けることにより上記責務を全く果たせなくなるといふ当該議員が受ける不利益は、その性質及び程度に照らし、重大なものといふべきである。また、議員としての活動は、会議等に出席して議事に参与して議決に加わることをその中核とするものであって、これらの活動は時宜に応じて行われるべきものであるから、その不利益の事後的な回復は極めて困難であるということができる。

エ 申立人は、本件処分の効果により市議会の議員としての地位を失い、任期満了日である令和7年10月31日までの間、市議会の議員としての活動をするができなくなったものであり、一件記録によっても、本件につき、上記アからウまでで述べたところと別異に解すべき事情は見当たらない。

オ したがって、本件については、「処分により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」に該当するというべきである。

(2)ア 以上に対し、相手方は、議会制度の前提として、一定の懲罰事由が認められた場合に議員資格を喪失する可能性は予定されており、また、申立人

が特定の会派の議員を通じて間接的に議員活動に準じた活動が可能である
し、議会外での政治活動や再立候補まで制限するものではない旨主張する。
イ しかし、処分により一定の損害が生ずることが法律上予定されているか
らといって、直ちに当該損害が行訴法25条2項にいう「重大な損害」に
該当しないと解すべき合理的な根拠は見いだし難い。

確かに、議員に対する懲罰は、議会の自律的な権能の一内容を構成する
ものとして地方自治法によって設けられたものであり、懲罰の執行により
会議体としての議会内の秩序を保持し、もってその運営を円滑にするとい
う目的は重要なものといえる。しかし、他方で、上記(1)で説示したとおり、
除名の懲罰により当該議員に生ずる不利益は、その性質及び程度に照らし
て重大なものというべきであり、その不利益の事後的な回復は極めて困難
といえることからすれば、上記のような懲罰の目的の重要性を勘案しても、
そのことから直ちに除名の懲罰により生ずる損害が「重大な損害」に該当
しないということとはできない。そして、本件処分の理由等に照らせば、仮
に本件処分が適法であることを前提としたとしても、本件処分の効力を停
止し、申立人による市議会議員としての活動を容認することにより、直ち
に議会内の秩序が全く保持できなくなるなどとは考え難い。

ウ また、仮に申立人において市議会の議員ではない立場での政治活動や市
議会への間接的な関与が可能であるとしても、それらの活動は本質的に市
議会の議員としての活動とは異なるものであって、市議会の議員としての
活動の代替となり得ないことは明らかである。

エ したがって、相手方の上記主張は、採用することができない。

2 「本案について理由がないとみえるとき」(行訴法25条4項)に該当する
か。

(1)ア 前記認定事実によれば、申立人は、百条委員会の中間報告において、本
件戸別訪問に係る申立人の行為が憲法16条等の基本権を侵害するととも

に、朝来市議会の個人情報の保護に関する条例の趣旨に反し、請願審査の公平性を損なう結果を招いたと評価された上、本件会議において、申立人に対する辞職勧告決議案（本件決議案）が議題とされたため、その採決に先立ち発言を許可されて本件各発言をしたものであり、本件各発言は、本件戸別訪問に係る申立人の行為について弁明の機会を与えられた際の発言であるといえることができる。このように、自己の行為を問題として辞職勧告決議案を提出され、市議会の会議において、それについての弁明の機会を与えられた議員としては、当該行為の正当性を主張することが当然に許容されるべきものであり、そのような主張をすること自体が直ちに地方自治法132条所定の無礼の言葉の使用に該当し、あるいは、議会の品位を損なうものに該当することにはならない。

イ そして、疎明資料（疎甲7）によれば、本件各発言を含む本件会議における申立人の発言は、本件請願の賛同人の中にその趣旨を正確に理解せずに署名した者がいたのではないかと疑問を抱いたことなど本件戸別訪問をするに至った経緯や動機、本件戸別訪問において賛同人に対してした質問や賛同人らから受けた説明の内容といった本件戸別訪問に係る外形的な事情を説明するとともに、申立人自身が、本件戸別訪問の結果として、本件請願人による賛同人の署名の集め方に問題があり、賛同人の中に本件請願の趣旨を正確に理解せずに署名した者がいたと認識するに至ったことなどを述べ、また、請願の賛同人の名簿が議会の傍聴資料とされているとの申立人自身の認識を前提に、申立人が同名簿を利用して本件戸別訪問を行ったことが問題であるとは考えていないこと、議会に対して本件請願についての調査を依頼しても実効的な調査は期待できなかったと考えていることなどを述べたものであり、全体として、本件戸別訪問に係る申立人の行為の正当性を主張する内容であるといえる。そして、本件各発言の文言をみても、上記のような文脈で行われた申立人の弁明又は意見の表明として必

要な限度を超え、殊更に議員その他の関係者に対する礼を失し、あるいは、議会の品位を損なうものと評価するのは困難というべきである。

5 (2)ア これに対し、相手方は、本件戸別訪問は賛同人の適切な意思形成を委縮させるおそれがあり、民主主義の根幹を成す請願権の趣旨を著しく損なうものとして違法性が極めて高い行為であるところ、申立人は、本件各発言において、本件請願人を名指しして、請願権の行使を非難し、あるいは請願活動の不適切性を指摘しており、市民に対する威圧以外のなにものでもない旨主張する。

10 確かに、請願を受けた普通地方公共団体の議会の議員が請願人や賛同人を個別訪問し、その真意を確かめるような行為については、請願人や賛同人に対し委縮効果を及ぼすおそれがある面が否定できないものの、他方で、請願を受けた議会が誠実処理義務（請願法5条）を負うことも考慮すれば、上記のような戸別訪問が直ちに請願権等の侵害として許容されないものか否かについては議論の余地があると考えられるところ、本件記録によっても、現時点で、申立人による本件戸別訪問について、違法性の極めて高い行為と評価すべきとまでは直ちにはいい難いし、少なくとも、本件決議案が採決される前の本件各発言の時点において、議事機関としての市議会が、最終的なものとして上記のような評価をしていたものではないから、申立人において、そのような評価を前提として弁明すべきであったということ
15
20 はできない。

加えて、本件会議における申立人の発言や本件における申立人の主張によれば、申立人は、市民からの情報提供等により、本件請願の賛同人の中にその趣旨を正確に理解せずに署名した者がいたのではないかと疑問を抱いたことを契機として本件戸別訪問をするに至り、その結果、本件請願人による賛同人の署名の集め方に問題があったと認識するに至ったというのであり、このような経緯は、本件戸別訪問に関連する重要な事情であると
25

いうことができる。そうすると、本件戸別訪問について弁明しようとする申立人において、これらの認識又は意見を表明することが、その弁明に必要な限度を超えていると評価することはできないというべきである。

したがって、本件各発言中に、本件請願人の請願活動を非難する内容の
5 ものがあることをもって、地方自治法132条所定の無礼の言葉の使用に該当し、あるいは、議会の品位を損なうものとして朝来市議会会議規則144条に違反するということはできず、相手方の上記主張は採用することができない。

イ 相手方は、申立人は、本件各発言において、賛同人が本件請願の趣旨を
10 理解していないなどと断定しており、賛同人の名誉を毀損するものであるなどと主張するが、上記アで説示したところと同様に、賛同人の中に本件請願の趣旨を正確に理解せずに署名した者がいたとの申立人の認識を表明したことをもって、地方自治法132条所定の無礼の言葉の使用に該当するなどとはいえず、相手方の上記主張を採用することはできない。

ウ 相手方は、申立人は、市民の個人情報を目的外で利用し、正当性を欠いた本件戸別訪問を行い、本件各発言において、これを繰り返し正当化した
15 などと主張する。

しかし、請願書に添付された賛同人の名簿を利用して戸別訪問を行うことが、個人情報の目的外利用にあたるか否かについては、一般に請願書に
20 署名した賛同人が戸別訪問を想定していないといえるか否かや、戸別訪問が請願権等の侵害として許容されないものか否かとも関連して議論の余地があるとも考えられる。また、百条委員会の中間報告（疎甲5）によれば、本件請願の賛同人の名簿が傍聴資料として傍聴席に置かれていたことがあったというのであり、このような事情の下で、本件戸別訪問について弁明
25 しようとする申立人において、賛同人の名簿を使用したことに問題がなかったとの意見を表明することが、その弁明に必要な限度を超えていると評

価することはできないというべきである。

したがって、本件各発言中に、賛同人の名簿の利用を正当化する内容の
ものがあることをもって、地方自治法132条所定の無礼の言葉の使用に
該当するなどとはいえず、相手方の上記主張を採用することはできない。

5 エ 相手方は、別紙4の5項(3)記載の発言⑮について、議会制度全体を
貶めた旨主張するところ、これも、本件戸別訪問について弁明しようとする
申立人において、本件請願について自ら調査しようとしたことの正当性
を根拠付けるため、議会としての調査の限界についての自らの意見を述べ
10 たものと評価できるであって、「関の山」などといった必ずしも適切でない
表現が用いられていることを踏まえても、その弁明に必要な限度を超えて
いると評価することはできないというべきである。したがって、発言⑮
をもって、地方自治法132条所定の無礼の言葉の使用に該当するなどと
はいえず、相手方の上記主張を採用することはできない。

(3) 以上のとおり、本件各発言は、申立人に対する議員辞職勧告決議案（本件
15 決議案）が提出され、本件戸別訪問について弁明の機会を与えられた申立人
が、その正当性を主張するために、申立人自身の認識又は意見を表明したも
のであり、しかも、その内容が上記の弁明の限度を超えているとも、その表
現が著しく不適切なものであるとも評価し難いものである。したがって、現
時点において、本件各発言をもって、地方自治法132条所定の無礼の言葉
20 の使用に該当し、あるいは、議会の品位を損なうものとして朝来市議会会議
規則144条に違反するというのは困難というべきであり、このことは、本
件各発言によって表明された申立人の認識又は意見が、客観的に見て、合理
的な根拠に裏付けられた正当なものといえるか否かによって左右されるもの
ではないというべきである。

25 以上によれば、本件については、「本案について理由がないとみえるとき」
に該当しないというべきである。

3 「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ」（行訴法25条4項）があるか。

相手方は、申立人が再び市議会において本件各発言と同様の発言を行うなどして混乱を招いたり、一般市民にとって請願権の行使の萎縮の効果が生じたりすることで、公共の福祉に重大な影響が生じるとする旨主張するが、抽象的な可能性を述べるにすぎず、具体的な疎明はない。むしろ、上記1(2)で説示したとおり、申立人による議員としての活動を容認することにより、直ちに市議会内の秩序が全く保持できなくなるなどとは考え難く、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ」があるとは認められない。

4 執行停止の期間について

申立人の市議会の議員としての任期は令和7年10月31日までであるところ、上記1で説示した本件処分により生ずる損害の性質及び程度等に加え、現時点における本案事件の審理の進行状況にも照らせば、本件処分については、上記の日までの間、その効力を停止する必要がある、かつ、それで十分であると解される。

第4 結論

よって、本件申立ては、上記の限度で理由があるからその限度で認容し、その余は却下することとして、主文のとおり決定する。

令和7年6月9日

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 野 上 あ や

裁判官 森 田 亮

裁判官 齋 藤 あ き

行政処分執行停止申立書

令和7年3月27日

神戸地方裁判所民事部 御中

申立人代理人弁護士 仲 元 紹

当事者の表示

別紙当事者目録の通り

事件名

行政処分執行停止申立事件

貼用印紙額

金2,000円

申立の趣旨

- 1 相手方が、令和7年3月26日付けで申立人に対して行った、朝来市議会議員から除名する処分の効力は、本申立書と同時に御庁に対して訴え提起した、市議会議員除名処分取消等請求事件の本案判決確定に至るまでこれを停止する。
- 2 申立費用は相手方の負担とする。
との決定を求める。

申立の理由

第1 本件の概要

本件は、朝来市議会議員であった申立人が、令和7年3月26日付で除名処分を受けたところ、同処分は違法であるから、回復困難な程度の重大な損害を避けるために、同処分の執行停止を求めるものである。

第2 当事者

- 1 申立人は、令和7年2月当時、2021年10月24日に実施された朝来市議会議員選挙に当選し、朝来市議会議員であった者であり、令和7年10月31日まで同市議会議員の任期を有している。

申立人は、総務常任委員会副委員長の役職、南但広域行政事務組合議会議員、広聴広報常任委員会の所属等の歴任に加え、その他にも障害を持つ児童が特別支援学校ではなく地元にある公立小学校を入学希望する場合の支援、児童生徒が安全に通学できるようにするためのインフラ等整備の活動、不便な地域に住む市民の安全確保の

ための山上にある堰堤整備を支援する活動など、市民の生活に根差した議員活動に精力的に従事している。

- 2 相手方は朝来市に設置された市議会である。令和6年12月24日開催の市議会において、申立人が請願第3号に係る請願人に対する侮辱発言を行ったとの理由で、藤原正伸議員らから懲罰動議がなされた。令和7年3月26日開催の市議会において、出席議員17名中、14名の賛成の議決により、同日付で申立人を除名処分とした。

第3 本件除名処分前の事情

1 請願第3号（甲1）

令和6年6月17日、[REDACTED]から、「吉田俊平議員の即時議員辞職勧告を求める請願」が、賛同人名簿と共に、朝来市議会議長宛てに提出された。

2 申立人が請願第3号の賛同人名簿を見て感じた疑問

令和6年6月19日午前9時30分に朝来市議会運営委員会が開催され、申立人は、請願第3号を含む資料等が議員TB（タブレット）にアップされているのを確認した。

ここで、請願第3号の賛同人の名簿を見て、常日頃から申立人の政治活動を支援し、交流して気心も知れている方々の名前が複数あり、議員辞職勧告を求めるような活動に、賛同者として署名してまで積極的に協力するという行動をとられるような方々ではないのに、何かおかしいと疑問を感じた。

そこで、思い出したのは、請願第3号の内容を知る一週間ほど前、申立人が地元スーパーで買い物をしていた際、ある市民の方から「私の知り合いが、良く分からないままに何かに名前を書いてしまったそうで、心配している」と相談されたことである。その良く分からない

ままに署名したものが、この請願第3号の賛同人名簿かもしれない、
申立人が知っている賛同人の方々も、請願第3号の内容をよく理解し
ないままに賛同人として署名した可能性もあるのではないかと考えた。

もしよく理解しないまま請願の賛同人となったという方々がいれば、
正しい情報を伝えて、署名者ご本人のご納得のいく形にできるようア
ドバイスしたいと考えた。

3 申立人の戸別訪問活動

申立人は、請願第3号の、市議会傍聴者に配布される資料の写しを
持ち、まず賛同人名簿に名前のあった知人達の所に、令和6年6月20
日から21日にかけて、義父と一緒に話を聞きに行った。

面談を重ねて話を聞くうちに、請願人である[]が、今回の署
名を集める際に、そもそも請願3号の書面を見せずに、何に署名する
のかということを伝えていない場合があること、請願3号の内容等につ
いて正確に伝えていない場合があることなどが分かってきた。

そこで、申立人の話を理解して、撤回したいと述べた方々には、請
願者である[]に連絡して撤回する方法を伝え、「署名は取下げな
い」と意思表示された方々については「承知いたしました。失礼しま
した。」とその場を離れた。

以上の申立人の活動により、8名程度の賛同人が、賛同人署名の撤
回を求めるに至った。なお、申立人の活動に関係なく、申立人が接触
していないにもかかわらず、自らの判断で賛同人署名の撤回を求めた
市民も複数名存在する。

4 百条委員会の開催

2024年6月22日、請願人[]が、自らの請願の賛同者複数名
から外れたいとの連絡が入ったことを受けて、「市議会への声」(甲2)
を提出し、これに応じて令和6年6月24日、百条委員会の設置を求

める動議がなされた（甲３）。

令和６年１０月８日、申立人は百条委員会から証人出頭請求を受け（甲４）、令和６年１０月２日及び同月１８日に、証人として出頭し、尋問を受けた。

５ 申立人に対する議員辞職勧告決議

令和６年朝来市議会１２月定例会の最終日である２０２４年１２月２４日、１０条委員会から「請願受理及び個人情報取扱事務調査特別委員会調査中間報告書」（甲５）が提出され、続いて「関綾乃議員に対する辞職勧告決議について」（甲６）との提案がなされ、申立人に弁明の機会が与えられた。申立人は弁明として、甲７（朝来市議会１２月定例会の２０２４年１２月２４日付会議録「以下会議録」）の３１２番記載の発言を行ったが、結局、申立人に対する辞職勧告決議は、賛成１２票の賛成多数（反対４票）で可決された（甲８）。

第４ 本件除名処分

- １ ２０２４年１２月２４日開催の市議会における、上記申立人に対する議員辞職勧告決議に先立つ弁明発言に対し、朝来市議会の藤原正伸議員ら３名の市議会議員から懲罰動議が提出された（甲９ 関綾乃議員に対する懲罰動議）。

懲罰動議の理由は、「請願第３号に係る請願人に対する侮辱発言」であった。

- ２ ２０２５年３月２６日、令和７年朝来市議会２月定例会中に、「請願受理及び個人情報取扱事務調査特別委員会調査報告書」（甲１０）及び「懲罰特別委員会審査報告書」（甲１１）が提出された。

甲１０では、「関議員および～の証言には矛盾があるものの、虚偽陳述と断定するには証拠が不十分である」との結論であった。

他方、甲 1 1 は、申立人の令和 6（2024）年 12 月 24 日の弁明の陳述における以下の

ア 請願者及び請願賛同人に対する著しく無礼かつ議会の品位を貶める発言について（発言①～⑦）

イ 戸別訪問を正当化し、遵法精神から逸脱した発言について（発言⑧～⑭）

ウ 朝来市議会を侮辱し議会秩序を著しく乱す発言について（発言⑮）

の各発言が、地方自治法 132 条記載の「無礼の言葉」及び朝来市市議会会議規則第 144 条記載の「品位」を損なう発言に該当するという理由により、「懲罰を課すべきものと認める」「地方自治法第 135 条第 1 項第 4 号の除名とする」と結論づけた。

- 3 その後、本会議による採決に進み、申立人を除く出席議員 17 名中、14 名の賛成の議決（反対 3 名）により、同日付で申立人は市議会議員の除名処分を受けた。

第 5 本件除名処分の違法性

1 懲罰事由の不存在

申立人は、「無礼の言葉」及び「品位」を損なう発言は行っていない。

以下、甲 1 1 が指摘する発言①～⑮の個別の発言に対して反論し、否定する。

- (1) 発言① 「また、面談した全員とのやりとりを個別に明確に覚えているわけではありませんが、皆様に大体同じような質問をした結果、請願第 3 号の内容を正確に理解して賛同人署名をされた方はほとんどおられないことが分かりました。」について

甲 1 1 は、申立人の「主観的判断に基づいて「理解不足」と断じることが賛同人の行為を否定し、その名誉を傷つけるもの」、「特に内容をよく理解せずに署名したという発言は請願賛同人を侮辱し、市民の行動の正当性を否定するもの」などとする。

しかし、申立人が賛同人らと面談して聞き取った際に、請願書を見せてもらっていなかったり、議員辞職勧告を求めるという請願書の内容をきちんと知らされなかったことを原因として把握していなかったりした人が多くを占めていたことに基づき、請願の内容を正確に理解して賛同人署名をされた方はほとんどいなかったと発言したものであって、賛同人らを理解不足と断じたものではなく、賛同人らの行為を否定したものであるとか、名誉を傷つけるものではないことは明らかであり、賛同人らを侮辱していることにはならず、行動の正当性を否定するものでもない。

- (2) 発言② 「請願第 3 号の資料を示し、実際の吉田議員の発言は正規職員の意見を聞くべきだというもので、ほかの議員や議長の指摘もなく、非正規職員に対する差別的なもの とも言えないと思われるのですが、それでも辞職勧告を求められますかという質問」について

甲 1 1 は、「請願第 3 号の趣旨を独善的に否定」、「請願内容の評価は議会全体で行うべきものであり、個々の議員が主観的に断定することは適切ではない」、憲法 16 条で保障される請願権を「議員が妨害することは許されない。」などとする。

しかし、請願第 3 号の内容が、請願の対象議員が差別的発言を行ったと決めつけたものであるところ、賛同人らは請願書の内容を十分に聞かされていなかったのも、申立人は、当該議員のどのような発言が差別的だと指摘を受けているのか、また実際の当該議員の発言の内容、

申立人としては差別的なものではないと理解しているがそれでも辞職勧告を求めるか、等と賛同人自らの理解と考慮に基づく判断を促したものであって、請願第3号の趣旨を独善的に否定したり、請願権を妨害したりしたものではない。

そして、申立人は請願内容を主観的に断定したものではなく、当該議員の実際の発言を伝え、自分は差別的なものとは考えていないとの感想を参考までに述べたものである。そもそも多くの賛同人らはどのような請願であるか自体を把握しておらず、その正しい情報を伝えたのみであって、議会が行うべき評価について、申立人独自の評価を賛同人らに押し付けたものではない。

なお、本件請願第3号は受理されており、実質的にも請願権の行使は妨害されていない。

- (3) 発言③ 「 が民生委員を務める地元の人の中には、今後、家族や自分も世話になるとき不利にされたら困ると思い署名をしてしまったと悲しげに言う方もいました。」について

甲11は、「民生委員としての活動が請願活動と結びついているかのように示唆することは、請願者の人格や行動の正当性を不当に貶めるものである。議会の場で特定の制度（民生委員）やその担い手（請願者）に対する疑念を喚起する発言を行うことは、議会の中立性や品位を損ねる行為とみなされ、この発言は名誉を毀損する「無礼の言葉」に該当し、議会の品位を損なうものと言わざるを得ない。」とする。

しかし、申立人は、議員辞職勧告を受ける原因となった行動についての弁明の中で、賛同人の中にこのように署名した動機を発言した方がいたということを述べたにすぎず、民生委員としての活動が請願活動と結びついていると述べたわけではなく、議会の中立性や品位を損

ねる行為には該当しない。民生委員やその担い手に対する疑念を喚起する発言は、議会の中立性や品位を損ねるとするが、これでは議会で特定の制度や担い手に対する、疑念、批判等は一切できないことになりかねない。疑念などが存在するのであれば、その疑念は正しいのか否か、市議会にて取り上げて調査、議論等を行い、改めるべきは改めて、市政を正しい方向に導くことこそが市議会の役割である。

なお、百条委員会の調査でも「この発言は問題視され、確認のため、署名者のうち誰の発言か特定を求めたところ、メモしていないので誰の発言かは覚えていないとの回答であった。誰の発言かも特定できないような発言とは、場合によっては虚偽発言の可能性もあるということである。百条委員会でこのように指摘されたにもかかわらず、今回本会議場で再び同じ発言を持ち出したことは、反省もなく議会の品位と信頼を著しく貶めるもので許されることではない。」とするが、的外れである。誰の発言であるか特定しなければ、虚偽発言の可能性もあり、そのように指摘されたにもかかわらず、再び同じ発言をしてはいけない、反省もない、などと指摘することの理由が理解できない。誰の発言であるか完全には記憶していない場合、誰の発言であるかについて秘匿する必要がある場合などは、議会における議論の中で通常発生することであり、誰の発言であるか特定できないものを繰り返しただけで、反省がないとか、議会の議会の品位と信頼を著しく貶めることにはならない。

- (4) 発言④ 「賛同人は名前が公開されてしまう場合がありますが、そのことは御存じですか。・ ・ 名前が出ると、例えば吉田議員の支持者などからよく思われないというようなりスクもあるかもしれませんが、そういった御説明も受けられましたか。この質問については、ほ

とんどの方が、名前が公開されるという説明はなされていない、会議資料となっていることも知らなかった。そのようなリスクは考えてもいなかった、知らされていなかったという回答でした。」について

甲11は、「特に「名前が公開され支持者からよく思われないリスクがある」という発言は請願活動がもたらす影響を一方的にネガティブに解釈しており、請願者の意図を不当に歪めている。このような発言を本会議場で強調したことにより、請願行為全体を危険なものとして印象付けている。「名前の公開やリスク」を強調することで、市民が請願活動に参加することへの不安を煽る結果を招いている。これは請願権行使の萎縮を招き、民主主義の基盤である市民の政治参加を阻害するもので、議会の品位を損ねる。」「説明がなされていない」「知らなかった」との主張を強調することで、請願者が賛同人に対して十分な説明を行わなかったと示唆している。このような発言は請願者の誠実性に疑念を抱かせ、名誉を傷つけるものである。加えて賛同人の判断が浅薄であるかのような印象を与えている。この発言により、請願が賛同人に不利益をもたらす行為であるかのような印象を与えることは請願趣旨を不当に歪めるものであり、請願者の名誉を著しく傷つけ「無礼の言葉」に該当する。」とする。

しかし、申立人は、議員辞職勧告を受ける原因となった行動について、弁明として自ら体験したやりとりを説明したのみである。また内容についても、発言した賛同人らが、自らの名簿が公開されてしまう場合があることを伝え、公開に伴うリスクもあるが、それでも当該請願の賛同人となるという、真の意思に基づくものかどうかとの検討・判断を促すために行った行動であって、請願活動がもたらす影響を一方的にネガティブに解釈したり、請願者の意図を不当に歪めたりしているものではない。

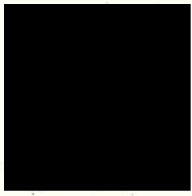
また、名簿が公開されることは知らなかったという賛同人の発言があったので、本件請願者が賛同人名簿に署名を求める際、公開についての説明をしていない事例があると考え、他の賛同者と面談した際に、その旨を伝えたものであって、特段に「名前の公開やリスク」を強調したものではない。

賛同に署名を求める際に正しい情報を与えていないとの聞き取りを得た結果の発言であり、請願者の誠実性に疑念は有しているが、ことさらに請願者の名誉を傷つける発言ではない。そして、賛同人は正しい情報を請願者から与えられていなかったのであるから、真の意思に基づく判断ができなかった方々が存在するのは当然であり、賛同人の判断が浅薄であるかのような印象を与えたものではない。

賛同人名簿が公開されることにより、リスクを伴うことは正しい情報であり、この正しい情報を伝えることが、請願趣旨を不当に歪めるとか、請願者の名誉を著しく傷つけるということにはならない。

- (5) 発言⑤ 「面談を重ねて、お話を聞くうちに、請願人である■が今回の署名を集める際に、そもそも請願第3号の書面を見せずに、何に署名するのかということを伝えていない場合があること、請願3号の内容等について正確に伝えていない場合があることなどが分かってきましたので、これらの点もお伝えしたいという目的で行ったものです。」について

甲11は「請願者がどのような手法で賛同署名人を集めたかということは、百条委員会の調査で明らかになっている。その手法に何らの違法性や不当性はなく、議会が、ましてや議員が関与、干渉すべき問題ではない。」「この発言が「面談を通じて分かった」と述べられているものの、客観的な証拠や裏付けが示されておらず一方的な非難と



なっている。そして請願活動そのものを不誠実または欺瞞的な行為であると示唆して、請願者の人格や意図を侮辱するもので「無礼の言葉」に該当する。また、請願活動を不適切に評価するものであり、市民の請願活動を萎縮させる効果もあることから、議会の品位も損ねている。」とする。

しかし、申立人は議員辞職勧告を受ける原因となった行動に対する弁明として、賛同者らから聞いた内容に基づく行動の目的を述べたものであって、そもそも請願者の人格や意図を侮辱したり、請願活動を不適切に評価したものには該当しない。客観的な証拠や裏付けが示されていないとするが、申立人本人が賛同人ら複数人と面談して得た情報を述べているのであって、根拠のない一方的な非難というものには該当しない。

百条委員会の調査で、賛同人署名を集めた手法に何らの違法性や不当性はないと断言しているが、この判断自体が誤りである可能性がある。現に申立人の話を聞いて、納得の上賛同人署名を撤回した方々、申立人と接触することなしに自らの判断で賛同人署名を撤回した人物が多く存在するのであり、逆に何らの違法性や不当性はないと断じる方が不自然である。百条委員会は、請願者の言い分のみを取り上げている可能性がある。

そして、「議会が、ましてや議員が関与、干渉すべき問題ではない」と主張することの方がはるかに問題である。当該百条委員会の調査方法、結論の根拠となった証拠、証言の選択方法などに問題はなかったか、上記のように自ら賛同人署名を撤回した方々の証言をきちんとくみ取って評価しているか、あらゆる証拠、事情を公平に評価したといえるか、結論を導く手続に問題はなかったか、等について、後日、市議会にて検証すべきである。百条委員会の調査こそが絶対であり、議

会や議員が関与、干渉すべきではないとの主張は、まさに議会や議員の活動を軽視するものであり、民主主義のルールを不当にゆがめるものと言わざるを得ない。

- (6) 発言⑥ 「 は請願第3号の本文を見せず、吉田議員の辞職勧告決議を求めるという趣旨 自体や、実際の吉田議員の発言すら説明せず、吉田議員が差別的発言をしたと決めつけて懲らしめる趣旨であると説明して、多数の方々から賛同人署名を真意に反する方法により集めています。この賛同人署名の集め方こそが不当なものであり、非難されるべきである」について

甲11は「請願者が不誠実かつ悪意を持って行動していると示唆しており、請願者の名誉を損ない、請願活動そのものを貶めるものである。請願者がこのような説明をしたとの客観的な証拠も提示されておらず根拠を欠いた主張で「無礼の言葉」にあたる。」「真意に反する方法で署名を集めた」との発言は請願活動そのものを疑念視するものであり、他の市民が今後の請願活動に参加することを躊躇・萎縮させる恐れがある。」「請願者が「吉田議員を懲らしめる意図」で行動したという具体的な証拠が示されておらず、発言において事実確認と根拠の提示を徹底すべき議員の責務と倫理に反する行為である。」「関議員のこの発言は虚偽とも言える発言であり、名誉を毀損する発言である」とする。

しかし、申立人は議員辞職勧告を受ける原因となった行動に対する弁明として、面談した賛同人らの話から、本件請願の賛同人署名の集め方に問題があったと認識したことを理由として挙げているのみであって、無礼の言葉には該当しない。問題だと考えた行動について発言すること自体が、「無礼な言葉」に該当して懲罰の対象となるので

あれば、懲罰を恐れて著しく萎縮的効果が発生し、他人の行動についておよそ批判したり、非難したり、問題点を指摘するような発言は、事実上できないこととなり、議会における自由な議論を原則とする民主主義のルールをゆがめることになりかねない。

申立人は、賛同人らの話を聞いて、請願者が「真意に反する方法で署名を集めた」と考えたので、このように発言を行ったものであり、もちろんこの発言に対しては異論もあるが、最終的には議会で議論すればよいのであって、申立人の当該発言に、直ちに他の市民が今後の請願活動に参加することを躊躇・萎縮させる恐れなど存在しない。

「請願者が「吉田議員を懲らしめる意図」で行動したという具体的な証拠が示されておらず」とするが、これは請願者がある賛同人に説明したことを聞き取って発言したものであり、議員の責務と倫理に反する行為ではない。

「虚偽ともいえる発言」とあるが、虚偽とする根拠は、請願人の説明をそのまま客観的な根拠なくして採用して事実と断定し、申立人の発言については虚偽であると一方的に判断しているにすぎない。

(7) 発言⑦ 「その間、名簿は出ないと虚偽の説明を信じた市民の方の名前は公開されっ放しです。」について

甲11は「関議員が「名簿は出ない」という説明を「虚偽」と主張しているが、名簿が適切に非公開で管理される場合、「名簿は出ない」と説明することは虚偽ではなく、正当な手続に基づくものである。一部の情報が議会傍聴資料として公開される場合でも、その範囲は厳格に制限されるべきであり、「名簿は公開されっ放し」という表現はあたらない。請願者はこの認識を伝えたもので問題はなく、関議員が「虚偽」と断定するその他の具体的な根拠が提示されないなら、単なる主

観的な解釈で誤った印象を与える不当な発言というべきで「無礼の言葉」である」とする。

しかし、議会傍聴資料として公開されている場合は、受け取った傍聴人等から不特定多数人に伝播する可能性が極めて高く、これを「名簿は出ない」と説明しても問題ないと強弁する理由が理解できない。

- (8) 発言⑧ 「賛同人名簿は非公開の情報ではなく、しかも市議会傍聴者に対して配付される資料となっているのですから、市民一般が知り得る情報です。このような情報を一市会議員である私が参照し、上記のような正しい情報をお伝えすることにどのような問題があり、誰がどのような不利益を受けるのか私には分かりません。」について

甲11は「関議員の「公開資料だから問題がない」とする発言は、この条例で求められる慎重な取扱いの原則の理解を欠いている。議会傍聴資料として配布された資料であっても、条例が求めているのは使用目的が適正かつ必要最小限の利用である。また関議員は「誰がどのような不利益を受けるのか私には分かりません。」と述べているが、名簿の内容がSNS等で拡散されることで、賛同人が不特定多数に名指しで知られる可能性があるというプライバシーの侵害や、請願活動において、署名が不用意に第三者に参照され接触される懸念が広がれば、市民が署名や請願活動に参加することをためらう要因となる「市民活動の萎縮」といった不利益を市民が被ることとなる。関議員の発言は個人情報保護の重要性を軽視しており、さらに正しい情報を伝えるという名目で賛同人に個別接触したことを正当化している。このような発言は市民の議会による個人情報の扱いに対する懸念を生じさせ、議会への信頼を著しく損なう」とする。

しかし、既に述べたように、議会傍聴資料として配布された資料で

あれば、当然に「名簿の内容が SNS 等で拡散されることで、賛同人が不特定多数に名指しで知られる可能性があるというプライバシーの侵害や、請願活動において、署名が不用意に第三者に参照され接触される懸念」は存在するのであって、申立人の活動に基づいて、そのような懸念を発生させるという関係にはない。

もし、上記のような懸念がある資料というのであれば、市議会が議会傍聴資料として配布したこと自体が、個人情報の保護に関する条例に違反することとなる。

- (9) 発言⑨ 「今回の私の接触は、上記のごとく、以下のような対応です。訪問は私の知人のみで、面識のない人には接触していないこと。請願 3 号の署名欄に名前があるとの情報を伝えたこと。請願 3 号の内容を説明し、真に賛同人となる意思があったか、お話をする中で確認をしたこと。撤回を希望する方には撤回の方法を伝え、撤回を希望しないと述べた人に対しては速やかに退去したこと。賛同人署名を行ったことを非難したり威圧的に撤回を急激に迫ったりしたことはなかったこと。このように、私の面談は決して賛同人に対して取下げを求めたり、論難したり、今後の請願や賛同人になることに萎縮を生じさせたりするような接触ではありません。私の訪問によって仕方なく賛同人署名を撤回したとか、撤回させる圧力を感じたという方はほとんどいらっしゃらない、私はいらっしゃらないと確信しています。私の賛同人に対する接触は、あくまで正しい情報をお伝えしたものであって、請願の妨害に該当するような接触ではありません。正当な議員活動であると考えています。」について

甲 1 1 は「戸別訪問は たとえ「知人のみ」や「威圧的でない」形で行われたとしても公的な立場である議員からの接触は市民にプレッシ

ヤーを与え、請願活動への萎縮を招き、市民の権利行使を妨げる危険性がある。また議員が請願の賛同人に直接接触し、賛否について確認する行為は請願に対する中立性を損なうものであり、議会への信頼を低下させる。」「その行為を正しい行為であるかのように議会で発言することは議会のコンプライアンスを疑わせるもので議会の権威を傷つけその品位を大きく貶めるものである。」とする。

しかし申立人は、議員辞職勧告を受ける原因となった行動に対する弁明として、自らの信じることを述べたものであり、この発言自体が議会のコンプライアンスを疑わせるとか、議会の権威を傷つけて品位を貶めることにはならない。そして、戸別訪問という議員の活動は、選挙活動を例外として、それ自体が禁止されているものではない。市民の意見を聞いたり、自らの情報収集や調査のためなど、正当な理由に基づく戸別訪問は許容されている。そして、申立人の本件戸別訪問は、圧力をかけて請願活動を萎縮させるとか、賛同人署名の撤回を求めるというのではなく、請願において賛同人署名を集める方法に問題があったかどうかという調査、賛同人らに正しい情報を提供するという目的で行ったものであって、市民の権利行使を妨げる危険性とか、請願に対する中立性を損なう危険性、議会への信頼を低下させる危険性などは存在しない。

- (10) 発言⑩ 「今回の私のような接触自体が認められないというのであれば、逆に正しい情報に基づかずに本意ではなく賛同人となった方々について、賛同人署名を撤回する自由を制限することになり、ひいては当該賛同人の正しい情報を知る機会を奪うことになると思います。今回の私の情報提供により、実際に賛同人署名は本意ではなかったとして撤回された方々がおられます。そのことについては本当に

よかったと思っています。」について

甲11は「関議員のこの「戸別訪問を正当化する」発言は議員としての職責や倫理に反しており、議員の資格に疑問を抱かせるものである。」「情報提供により撤回された方々がおられることを良かった」と述べており、自己の行動が正しいという独善的な視点を示している。請願活動に直接介入することで、議員が自らの立場を利用して市民の行動を操作しようとしたと解される。議員には市民の自由な政治参加を尊重して、それを支える役割が求められるが、この発言はその責務を果たしていない証左と言え、議会の品位を損なっている。」「撤回の自由」を主張しているが議員が自ら関与して「自由」を操作していること自体が請願権の侵害であり、民主主義の基本原則に反する行為である。」とする。

しかし、上記発言⑨で述べたとおり、選挙活動に該当しない、正当な理由のある戸別訪問は許容されており、議員の職責や倫理に反しておらず、議員資格に疑問を抱かせるものではない。「請願活動に直接介入することで、議員が自らの立場を利用して市民の行動を操作しようとした」とするが、申立人は、圧力をかけたり、署名の撤回を求めたりしたのではなく、正しい情報を賛同人に提供したに過ぎず、何ら市民の行動を操作したものではない。正しい情報を与えられず、真意ではそのような請願に賛同していないという賛同人にとっては、申立人の情報提供により撤回できたのであり、まさに撤回の自由が正しく行使されている。「自由を操作していること自体が請願権の侵害」との記載は意味が不明確である。

- (11) 発言⑩ 「なお、傍聴者資料としても公開されている情報にもかかわらず、私個人で判断し、接触したことがいけないとの指摘も受け

ておりますが、私の個人の接触は駄目であるが、議会なら大丈夫であるという法的な根拠があるのでしょうか。」について

甲11は「請願審査は法的にもあくまで議会として行うべきものであり、議会全体で合意された手続に基づく問合せや調査である場合は何ら問題はない。一方で個々の議員が独自に賛同人に接触することは、議会の公平性、中立性を損なうこと、また請願法の観点からも不適切である。関議員のこの発言は議員としての職務倫理や法的責任に対する認識の欠如を示しており、議会の品位をも大きく貶めている。」とする。

しかし、申立人は請願そのものの審査を行ったのではない。賛同人らに接触したのは、あくまでも賛同人らの署名が正しい情報に基づいて行われたか否かについて、賛同人らの中の、申立人の知人らに対して調査し、正しい情報を提供したものであって、むしろ請願法の趣旨に合致するものである。議員が独自に賛同人らに接触すること自体が、議会の公平性、中立性を害することにはならず、請願法の観点から不適切となるわけではない。なお、市議会が既に本件請願の賛同人署名の集め方を問題視して、調査を開始していたというのであれば、市議会の調査と離れて独自に申立人が調査を行うことは、市民に混乱をもたらしたり、かえって市議会の調査を阻害する可能性が出たりして、適切でないということはあるが、本件の市議会は、申立人の活動以前に既に2名の賛同人署名撤回者が出ていたにもかかわらず、賛同人署名撤回という行動の背景に特に関心を持つことなく、甲2の請願人の申出によって百条委員会を立ち上げるまで、賛同人署名撤回問題の背景を調査しようとしていなかったのもであって、本来市議会が行うべき調査を申立人が行ったということができる。

(12) 発言⑫ 「請願であるからという理由のみで賛同人署名をされた方々に正しい情報をお伝えすることが違法な行為であると評価されるのは明らかにおかしいことです。」について

甲 1 1 は「16 名もの請願賛同人を戸別訪問し、「正しい情報」として議員個人の解釈を伝える行為は朝来市議会の個人情報の保護に関する条例に違反し、名簿の利用目的を逸脱した行為であり、市民のプライバシーを侵害する。」「署名の集め方が不当」という発言は請願者の名誉を損ない、「無礼の言葉」に該当すること、議会の中立性や品位を損なうものであり、市民の民主的権利行使を妨げるリスクを高めていることから本会議の場での発言としては許容できない。」とする。

しかし、申立人は、議員辞職勧告を受ける原因となった行動に対する弁明として、賛同人らからの意見を聞き、賛同人署名の集め方が不当であると考えて活動したこと、及び正しい情報を伝えることが違法な行為であると評価されるのはおかしいという意見を述べたものである。このことは、請願者の名誉を損なうことにはならず、「無礼の言葉」に該当することではなく、議会の中立性や品位を損なうものではなく、市民の民主的権利行使を妨げるリスクを高めるものでもない。

そして公開された情報に基づき、賛同人らに対して接触し、正しい情報を提供することは、朝来市議会の個人情報の保護に関する条例に違反せず、名簿の利用目的を逸脱した行為ではなく、市民のプライバシーを侵害する行為にも該当しない。

(13) 発言⑬ 「市民の方々が正しい情報の下に正しい判断をされることをお手伝いをすることは議員活動としてとても大切なことだと思っています。」について

甲 1 1 は「賛同人宅を戸別訪問して請願趣旨を否定して回る違法行

為を正当化している。この発言は請願活動に対する不当な介入を正当化しており、請願者と賛同人に対する大変無礼でその名誉を傷つける発言である。また議会の秩序を乱し品位を著しく貶める発言である。」とする。

しかし、申立人の活動は正しい情報を与えられずに賛同人署名を行った方々に正しい情報を提供するものであって、請願趣旨を否定していない。当該発言は、請願趣旨を否定して回る違法行為には該当せず、請願者と賛同人に対する無礼かつ名誉を傷つける発言には該当しない。また議会の秩序を乱し品位を著しく貶める発言にも該当しない。

(14) 発言⑭ 「その間、名簿は出ないと虚偽の説明を信じた市民の方の名前は公開されっ放しです。」について

甲 1 1 は「請願書や賛同人名簿が議会内で使用される場合、その情報の扱いは、議会が定める範囲内に限定される。市民の名前が「公開されっ放し」と述べることはこうした取扱基準を誤解している、または意図的に主張している。市民の名前が「公開されっ放し」の状態になった原因については、むしろ関議員が名簿をもとに賛同人を戸別訪問したことが問題で、情報の更なる拡散や誤解を招く原因になっており、また、吉田議員の情報漏洩の結果でもある。この発言は天に向けて唾を吐く行為に等しいものである。また、この発言は議会の信頼性を傷つけ、品位を著しく貶めている。」とする。

しかし、本件は発言⑦と同じものであり、議会傍聴資料として配布された以上、不特定多数の第三者が知り得るのであって、取り扱いが議会が定める範囲内に限定されるものではない。また、議会傍聴資料としたのは市議会であって、申立人が名簿をもとに賛同人を戸別訪問したことが問題で、情報の更なる拡散や誤解を招く原因になったとの

主張は理解に苦しむ。申立人の発言は何ら議会の信頼性を傷つけるものではなく、品位を著しく貶めるものでもない。

- (15) 発言⑮ 「さらには、私が本件について議会に対し、市民から何かよく分からないものに署名して不安に思っている方がいると相談を受けた。本件の請願第3号の賛同人署名がその相談内容かもしれないので御調査いただきたいと報告したら、賛同者に対し、正しく請願の内容に賛同したか否か、早急に調査確認を行えたでしょうか。恐らく抽象的な市民からの相談を根拠にして、賛同者に対し調査・確認などできないとなるか、あるいは、賛同者に接触すること自体が許されないという百条委員会と同様の意見が多数となり、議会は賛同人との接触を避け、賛同の真意を確認することはできなかったというのが関の山ではないでしょうか。その間、名簿は出ないと虚偽の説明を信じた市民の方の名前は公開されっ放しです。」について

甲11は「そもそも不確かな情報に基づいて調査を開始すること自体が不適切である。「何かよく分からないものに署名して不安に思っている」という抽象的な相談内容をもとに調査を始めることは請願活動の正当性を損なう。賛同人に対して、「正しい請願内容を理解しているか」を確認する行為は、請願活動の自由を侵害し議会の中立性に対する信頼を失わせる結果を招く。関議員は「議会ではできないから個人で行った」と述べているが、これは議会全体の手続と責任を無視した行為であり、中立性を著しく損なうものである。」「そもそも関議員が「不安な人がいる」から議会で調査をと実際に申し入れたとしても、議会はこの申入れを受理はしなかったであろう。雲を掴むような曖昧な申入れを受けて何をどのように調査できるであろうか。できるはずがない。にもかかわらず自分の破天荒な調査請求がさも正当であるか

のような前提に立って、議会を「関の山でしょう」と言うのは余りにも独善的な主張であり、議会をあからさまに侮辱し、その品位を貶める発言である。」「議会ではできないから個人で行なった」との発言は、議会の正当な手続を無視し、議会運営を混乱させ、議会の秩序を大きく乱している。」とする。

しかし、不確かな情報であるから調査開始すること自体が不適切というのは、真実の追及に対する怠慢というべきものである。不確かな情報についても、市民の利益のために調査を開始するというのは議員にとって重要な活動である。そして申立人の調査は請願活動の正当性を損なうとか、請願活動の自由を侵害し議会の中立性に対する信頼を失わせるのではなく、請願の賛同人となった方々に正しい情報を提供するものであって、むしろ請願活動の適正化に資する活動である。

甲11も認めるように、本件について申立人が市議会に相談したとしても、市議会は調査しなかったと合理的に推測できる状況であった。ここで百条委員会や議員辞職勧告の論調は、申立人が市議会に相談せずに個別行動で調査を開始したことについて申立人を非難するものであったことから、これに対する反論として、仮に申立人が市議会に相談していても調査は開始されず、何ら解決しなかったと予測される旨を発言したものであって、議会の正当な手続を無視したものではなく、議会運営を混乱させ、議会の秩序を大きく乱したと評価される発言でもない。

2 処分の相当性の不存在

地方議会議員に懲罰事由がある場合に、当該議員に対して懲罰処分を行うか否か、地方自治法135条1項が定める懲罰の種類のうち、いずれを選択するかについての判断は、自律的判断権を有する地方

議会の合理的な裁量に委ねられているも、当該懲罰処分が、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を超え又はこれを濫用したものと認められる場合には、違法となると解されている。

万が一、上記申立人の発言について、懲罰事由に該当する余地があったとしても、議員辞職勧告決議における弁明として、自らの言動について説明することには正当な理由があり、なおかつ発言内容も、申立人自らが複数人から直接聞き取った内容であって虚偽ではなく、申立人の発言を裏付ける市民の発言も複数あり、さらには請願人をあからさまに攻撃して侮辱するものではない以上、発言内容自体の違法性の程度は低く、この発言を原因として、市会議員である申立人を除名することは、申立人を当選させた有権者の意向を無視するものであって、本件除名処分は、懲罰事由の内容に見合わない過大な処分であることは明らかである。

したがって、本件除名処分は、社会通念上著しく妥当性を欠き、朝来市市議会の裁量権の範囲を超え又はこれを濫用したものと認められ、違法であり、直ちに取消されるべきである。

第6 結論

以上より、本件除名処分は、懲罰事由の不存在という違法性があり、なおかつ処分の相当性が欠けるという違法性があるので、直ちに取消されるべきである。

第7 本件執行停止の緊急性、必要性について

本件除名処分は、申立人の朝来市議会議員としての資格を全面的に剥奪するものものである。申立人は2021年10月の初当選以来、上記の

通り、様々な活動に従事しているところ、本件除名処分により、2025年6月定例議会及びその他の会議にも参加できず、2025年10月以降に予定されている市議会選挙まで、上記に関連する議員活動が著しく制限される。なおかつ申立人は、議員活動そのものを、唯一の、自らの社会的活動としているものであり、議員資格を剥奪され、議員報酬等も受領できないことになると、経済的基盤が失われる。

以上より、本件の執行停止申立は、「回復困難な程度の重大な損害を避けるための緊急の必要がある」（行政事件訴訟法25条2項・3項）場合に該当するといえる。

以 上

添付書類

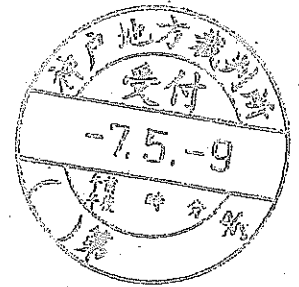
甲号証各号	各 1 通
証拠説明書	1 通
委任状	1 通



令和7年（行ク）第5号 行政処分執行停止申立事件

申立人 関 綾 乃

相手方 朝 来 市



申立人主張書面

令和7年5月8日

神戸地裁第2民事部 御中

申立人代理人弁護士 仲元 紹

第1 申立人は、令和7年4月22日付相手方「意見書」に対して、以下、
相手方の主張に沿って反論を行う。

第2 本件執行停止の要件欠如について

1 重大かつ回復困難な損害の不存在

(1) 相手方は、除名処分は「地方議会制度上、一定の懲罰事由が認められた場合に議員資格を喪失する可能性は、制度の前提として予定されている」、議員資格がなくとも「議会ではないところで政治活動することまで否定・禁止されるものではない」、「申立人は特定の会派に所属し、～議会内に意見を伝達する経路を一定程度保持している～間接的にはなるが、議会での議員活動に準じた活動が可能」などとして、本件除名処分が「重大かつ回復困難な損害」に該当するとはいえないと主張している。

しかし、議員資格を喪失する可能性は制度の前提として予定されているとの点については、議員資格の喪失について取消訴訟にて争った場合であっても、訴え提起から終局判決までに一定の時間を要することは避けられないところ、行政訴訟法上、「執行不停止原則」が採用

されているので、原告勝訴判決が原告の権利利益の実現に直接結びつかないことがありうることから、救済の実効性確保のため、行政処分の執行停止制度を設けられているのである。

また、申立人が特定の会派に所属していることから、議会での議員活動に準じた活動が可能と強弁するが、議員として議会に出席し、議会の意思決定に参加することと、議員の地位をなくして間接的に政治活動に参加することは、本質的に異なるもので、代替することは不可能であり、重大かつ回復困難な損害を否定する理由にはならない。

- (2) 相手方は、「公職にある者は、法令に基づく規律や懲罰制度の下に職務を遂行する立場にあり、当該制度に則って議員資格を喪失する場合のあることは、個人的な事情にかかわらず、制度の当然の帰結であって、かかる地位の喪失に伴う社会的影響は、回復困難な重大な損害には通常該当しないと解すべき」「議員資格喪失により報酬が市は支払われなくなることも制度上予定された当然の効果にすぎない」旨主張する。

しかし、除名処分が「回復困難な重大な損害には通常該当しないと解すべき」との相手方の主張は、上記の執行停止による仮の救済制度の趣旨を無意味化してしまう恐れがあり、認められない。

加えて、行政訴訟法の平成 16 年改正により、行政訴訟法 25 条 2 項の要件が、従前の「回復困難な損害を避けるため緊急の必要があるとき」から「重大な損害を避けるため、緊急の必要があるとき」と、緩和された。改正前の要件の解釈、適用は厳格に過ぎたとの指摘がなされていたところであり、その点を考慮した法改正の趣旨である。

したがって、「制度の当然の帰結」「制度上予定された当然の効果」

などとして、除名処分につき、回復困難な重大な損害には通常該当しないと相手方主張は、当該平成 16 年改正の趣旨を没却する主張である。

2 緊急の必要性の不存在

相手方は、「本件除名処分は、地方自治法及び会議規則に基づき、十分な手続的保障を経て行われた懲罰措置であり、その適法性・妥当性は、訴訟の場において正面から争われるべきもの」「直ちに将来の被選挙権を喪失するわけではなく、次期選挙において立候補の機会が閉ざされるものでもない。さらに、議会外における政治活動や表現活動は引き続き自由に行うことができる以上、現在の時点で執行停止によって直ちに回避すべき切迫した損害や不可逆的影響が生じるとは言いがたい」「本案訴訟の結果を待たずに仮の救済として処分の効力を止めることには慎重であるべき」などと主張する。

除名処分の適法性・妥当性は訴訟の場において正面から争われるべきものであることは認めるが、だからといって執行停止が認められないことの理由にはならない。訴訟が行われた場合の執行不停止原則に基づく不利益を救済するために執行停止制度が認められているのである。

そして、上記と同様に、「本案訴訟の結果を待たずに仮の救済として処分の効力を止めることには慎重であるべき」との主張は、行政事件訴訟法が平成 16 年改正により、行政処分執行停止の要件を緩和した趣旨を没却するものである。

なお、相手方は「申立人が執行停止によって議席に復帰した場合、再び同様の混乱を招くおそれがある」とも主張しているが、申立人が議席に復帰したことにより議場における発言について同様の混乱とい

う主張は理解しがたい。相手方市議会が再び従前の懲罰動議等を蒸し返したりしない限り、本件と関係のない議題について申立人が議会で発言した場合に、混乱が生じるという蓋然性は存在しない。

3 公共の福祉に対する影響

相手方は「将来的に、市民による請願権の行使や政治的意思表明の自由（憲法 21 条）が萎縮するおそれがあり」という理由で、本件執行停止が公共の福祉に重大な影響をおよぼすおそれがあるものとして認められるべきではないと主張する。

しかし、本案前の暫定的措置として執行停止すべきか否かは、申立人に生ずる損害のみならず、公共の福祉に及ぼす影響をも考慮してされるべきことを明らかにしたのが、行政事件訴訟法 25 条 4 項であるところ、公共的利益や第三者の利益は「重大な損害」の要件の判断において考慮されるのが通常である。「重大な損害」の要件が認められるにもかかわらず、公共の福祉に重大な影響を及ぼす恐れがあるとされる事案は、限定的であると一般的に解釈されており、当該重大な影響は、一般的抽象的なものでは足りず、個別的具体的な影響が疎明されなければならない。

申立人の除名処分が執行停止とされたことにより、直ちに市民による請願権の行使や政治的意思表明の自由が萎縮するおそれについて、個別具体的な影響は疎明されていないし、実際上も、市民による請願権の行使や政治的意思表明の自由が萎縮する個別具体的なおそれは存在しない。

4 本案に理由がないと見えること

相手方は、以下のア、イを理由として、「本件除名処分は、地方自治

法及び当議会会議規則に則って適法かつ妥当になされたものであり、これを取り消すべき理由は見当たらない」と主張する。

ア 申立人の戸別訪問における言動が「請願という市民の正当な権利行使に対して、議員としての立場を利用して圧力を加えるものと受け取られ、市民に対する萎縮的効果をもたらすおそれがある点で、民主主義の根幹を成す請願権の趣旨を著しく損なうものであり、近時の裁判例に照らしてもその違法性の程度は軽視できない」

イ 「公の議場において、市民の権利行使を正面から不適切などと断定的に批判する発言は、請願を行った市民の社会的評価を不当に低下させ、市民全体に対しても威圧的印象を与えるものであり、議員としての節度を著しく欠くものと言わざるを得ない。これらの言動を看過すれば、議会の秩序や市民との信頼関係を著しく損ねるおそれがあるため、本議会は地方自治法第 132 条に基づき所定の手続きを経て、慎重かつ適正に除名処分を決定したものである」

しかし、申立人の戸別訪問における言動の違法性が高いとの主張については、本件除名処分の直接の理由とはなっていない。あくまでも議会において「無礼の発言」があったというのが本件除名処分の理由であって、主張として失当である。

また、「市民の権利行使を正面から不適切などと断定的に批判」と主張するが、請願権の行使そのものを批判したのではなく、あくまでも賛同人署名の集め方が不適切であると意見を述べたものであり、しかも、辞職勧告決議における弁明として、自らの戸別訪問における言動の理由を説明したものであって、市民に対する威圧的なものでもなければ、議員としての節度を著しく欠くものでもない。本件申立人の弁明が威圧的であるとか、議員としての節度を著しく欠くというのであ

れば、辞職勧告決議における弁明は、謝罪以外には許されないことになりかねず、逆に市議会における自由な発言の権利を著しく制限することになる。

なお、個々の発言①～⑮について、申立人の意見は申立書 6 頁以下の通りであるところ、相手方は発言①～⑮について、縷々反論・主張を行っているが、いずれも無礼の発言には該当しないとの申立人の主張を覆すに足りるものではない。

第 3 本件除名処分の適法性及び相当性

1 地方議会における懲罰権の法的位置づけ

相手方は、地方自治法 135 条は、議会自らが議員に対して懲罰を課すことを認めた規定であり、その具体的な判断と処分の選択は、基本的には議会の自律的裁量権に委ねられていると主張する。

しかし、当該懲罰処分が、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を超え又はこれを濫用したものと認められる場合には、違法となる。

2 除名処分の正当性と必要性

(1) 発言の内容と悪質性

- ① 請願者や賛同人の名誉を毀損し、市民の請願権を実質的に侵害する言動（多数の発言における断定的評価や攻撃的言辞）について

申立人は、請願者の名誉を毀損したものではない。賛同人署名の集め方に問題があると指摘したのみである。まして、賛同者の名誉は全く毀損していない。賛同者が請願人から正しい情報を得

られていなかった事実を指摘したものである。市民の請願権を実質的に侵害する言動と述べるが、賛同人に正しい情報を伝える言動が、「請願権の実質的侵害」には該当しないのみならず、本件の除名処分の理由である「無礼の言動」とは関係しない。

- ② 市民の個人情報を利用し、正当性を欠いた戸別訪問を行い、その行為を本会議場で繰り返し正当化について

相手方は、市民の個人情報を目的外利用したと述べるが、議会資料として公開された賛同人署名の資料に基づいて戸別訪問したものであり、目的外使用には該当せず、また正しい情報を伝えるという正当な目的の戸別訪問であって、その正当性を弁明するのは当然の話であり、何ら無礼の発言には該当しない。

- ③ 議会の中立性と秩序を公然と否定するような表現（例：「関の山ではないか」）によって議会制度全体を貶めたについて

相手方は、議会の中立性と秩序を公然と否定するような表現と主張するが、申立書 23 頁 13 行目以下で記載したとおり、百条委員会や議員辞職勧告の論調が、申立人が市議会に相談せずに個別行動で調査を開始したことを非難するものであったことから、それに対する反論として、申立人が議会に相談しても調査は開始されず、何ら解決されなかったと合理的に予測された旨を発言したものであって、議会の中立性や秩序を否定するという性質の発言ではない。悪質性、執拗性と主張するが、申立人に対して執拗に百条委員会による尋問、議員辞職勧告、懲罰動議と、執拗に申立人の責任を追及し続けたのは、相手方側であって、その度に申立人は弁明したにすぎない。

- (2) 議会による懲罰手続の慎重性と適法性

申立人は、市議会の懲罰の判断に対して不服があり、本件除名処分

を相当とする議決を取消訴訟にて争っているところ、当該訴訟の結論を待っていれば、回復困難な損害が発生するとして本件執行停止を申し立てている。懲罰委員会における調査や審議、地方自治法が定める厳格な議決要件は、いずれも本件執行停止申立を正面から否定する理由にはならない。

(3) 除名処分の必要性と比例原則

相手方は「申立人に一切の反省や修正の姿勢が見られなかった」とするが、そのことは本件除名処分の理由である「無礼の発言」とは無関係であり、主張として失当である。

また、百条委員会や懲罰委員会からの指摘に納得が行かなかったの
で、弁明において反省や修正の姿勢は見せず、申立人が自らの信念に従った反論を行うことは、議員として当然のことである。

納得がいかない委員会の指摘に対して、反省や修正をせずに反論意見を述べたことに対し、除名以外に適切な手段がないと断ずるのは、百条委員会や懲罰委員会の指摘に納得が行かなくても、従う姿勢を見せなければならないとすることになりかねず、申立人を含む市議会議員に対して、自らの信念に従って議会において自由に発言する権利を著しく制限するものである。

3 除名が有権者意思の否定となるか

当該除名処分が違法なものであった場合、執行不停止原則により、議員としての身分を失ったままであることは、申立人を当選させた有権者の意思を否定することになる。取消訴訟にて違法か否かの判断がなされるまで、除名処分を停止することが、有権者の意思にも合致する。

以上

別紙 3の1

事件番号：令和7年（行ク）第5号執行停止申立事件

申立人 関 綾乃

被申立人 朝来市（代表者朝来市議会議員 浅田 郁雄）

頭書面の提出あり
令和7年4月22日

意見書

神戸地方裁判所 第2民事部 御中

被申立人 朝来市

代表者 朝来市議会議員 浅田 郁雄

頭書事件について、令和7年4月8日付け求意見書により意見を求められた執行停止の申立てに関する当議会としての意見は、下記のとおりである。

記

第1 意見の趣旨

- 1 本件申立てを却下する。
 - 2 申立費用は申立人の負担とする。
- との決定を求める。

第2 本件執行停止の要件欠如について

以下に述べるとおり、本件申立てに係る市議会議員除名処分に関して、行政事件訴訟法第25条に定める執行停止の要件は存しない。

1 重大かつ回復困難な損害の不存在

申立人は、本件除名処分により、「2025年10月以降に予定されている市議会（議員）選挙まで議員活動が著しく制限される」こと、また、「議員活動を唯一の社会的活動としているもので、議員資格を剥奪され、諸員報酬等も受領できないことになると、経済的基盤が失われる」ことを理由に、「回復困難な程度の重大な損害を避けるための緊急の必要がある」として、執行停止の必要性を主張している。

(1) 申立人は、本件除名処分により2025年10月の市議会議員選挙まで議員活動が著しく制限されるとして、「回復困難な程度の重大な損害」が生ずるおそれがあると主張しているが、申立人の主張する損害は、公選によって得られた地位の喪失に伴うものであり、地方議会制度上、一定の懲罰事由が認められた場合に議員資格を喪失する可能性は、制度の前提として予定されている。

また、確かに、除名処分により議員資格を失えば、議員として議会で活動することはできない。しかしながら、言うまでもなく、議会ではないところで政治活動することまで否定・禁止されるものではない。申立人が議員として行ってきた地域活動等は、必ずしも議員の資格を要するものではなく、議会外においても、地域住民との意見交換、情報発信、支援活動等の政治的表現行為を引き続き行うことは、日本国憲法第 21 条第 1 項の保障のもと、もとより可能である。

加えて、申立人は特定の会派に所属し、同じ会派の議員との継続的な人的・政治的関係を有しており、議会内に意見を伝達する経路を一定程度保持している。これにより、地域住民からの要望等を、自身が直接登壇することなくとも、他の議員を通じて議会に届け、議論に反映させるといふ、一般市民は持たない政治的意見の表明・伝達手段も残されている。これは、間接的にはなるが、議会での議員活動に準じた活動が可能であるとさえいえる。

このように、申立人は、議員資格の喪失によって政治的表現の場を全面的に失うわけではなく、間接的に議会と関与する可能性もなお残されている点を踏まえると、申立人の主張する損害が「重大かつ回復困難な損害」に該当するとはいえない。

(2) 申立人は、議員活動を唯一の社会的活動としているもので、議員資格を剥奪され、議員報酬等も受領できないことになると、経済的基盤が失われるとして、「回復困難な程度の重大な損害」が生ずると主張しているが、申立人が議員活動を「唯一の社会的活動」として位置づけていたとしても、それは申立人の主観的選択・事情に基づくものであり、社会的活動の選択肢が他に存在しないことは特に考慮すべき理由にはならない。公職にある者は、法令に基づく規律や懲罰制度の下に職務を遂行する立場にあり、当該制度に則って議員資格を喪失する場合のあることは、個人的な事情にかかわらず、制度の当然の帰結であって、かかる地位の喪失に伴う社会的影響は、「回復困難な重大な損害」には通常該当しないと解すべきである。

また、議員報酬についても、地方自治法上、これは市民の負託を受けて議決権を行使し、調査審議などの職務に従事することへの対価として支給される職務給であり、生活給ではない点で給料とは区別されるとされており、生活保障や福祉的性格を本質とするものではない。そのため、申立人が専業であったことや経済的に報酬に依存していたか否かは、報酬の支給の可否に関係するものではなく、議員資格喪失により報酬が支払われなくなることも制度上予定された当然の効果にすぎない。

したがって、本件において、申立人の主張する議員資格喪失やそれに伴う経済的不利益は、「重大かつ回復困難な損害」には該当せず、これを理由に執行停止を認めるべき必要性は認められない。

2 緊急の必要性の不存在

本件除名処分は、当該懲罰事由に関し、当議会が懲罰特別委員会を 6 回にわたり開催し、申立人本人の弁明を含む詳細な調査と審査を経た上で、本会議において出席議員

の4分の3以上の賛成という極めて厳格な要件を満たして議決されたものである。このように、本件除名処分は、地方自治法および会議規則に基づき、十分な手続的保障を経て行われた懲罰措置であり、その適法性・妥当性は、訴訟の場において正面から争われるべきものである。

また、除名処分によっても、申立人は直ちに将来の被選挙権を喪失するわけではなく、次期選挙において立候補の機会が閉ざされるものでもない。さらに、議会外における政治活動や表現活動は引き続き自由に行うことができる以上、現在の時点で執行停止によって直ちに回避すべき切迫した損害や不可逆的影響が生じるとは言いがたい。本案訴訟の結果を待たずに仮の救済として処分の効力を止めることには慎重であるべきである。

よって、本件除名処分については、重大な損害を避けるため「緊急の必要がある」との要件は充足せず、執行停止を認めるべき事情は存在しない。

なお、本件に先立ち、当議会は請願活動の進行過程における名簿管理・署名者対応に関する市民からの懸念を受け、百条委員会を設置し、申立人の一連の戸別訪問等の行為について調査を実施した。この調査は、直接的には懲罰の対象とはならない議会外の行動に関するものであったが、当該行動を契機とし、その後の議場において申立人が行った弁明発言等が、市民を侮辱し、議会の品位を著しく損なうものであるとして懲罰動議に発展した経緯がある。

すなわち、本件懲罰は、百条委員会の調査を受け、問題点の指摘を受けた後でなお申立人が議場において反省を示さず、同様の言動を継続したという態度に起因するものである。したがって、本件除名処分の背景には、一連の議会对応や議会秩序に対する姿勢の問題があり、申立人が執行停止によって議席に復帰した場合、再び同様の混乱を招くおそれがあることは否定しがたい。

このような事情に照らしても、本件において緊急に執行停止を要する状況にはなく、「緊急の必要」は認められない。

3 公共の福祉に対する影響

2で述べたように、本件における除名処分は、申立人が、議会に提出された請願について、紹介議員（地方自治法第124条）でないにもかかわらず、自らの価値判断に基づいてその適法性・正当性に疑義を呈し、賛同人らに対して戸別訪問による意思確認や署名撤回要請等を行った行為を契機とし、その後、百条委員会で問題点が指摘されたにもかかわらず、議場においても同様の言動を繰り返したことにより、市民の権利を侵害するとともに、議会の秩序と品位を著しく損なう行為に至ったことを踏まえて決定されたものである。これらの一連の行為は、請願制度が前提とする「署名によって不利益な取り扱いを受けない」という市民の信頼をも揺るがすものであり、請願制度の制度的基盤に対する重大な侵害の危険性をはらんでいる。

このような状況で本件除名処分の執行が停止されれば、当議会による秩序回復のた

めの段階的対応が無に帰すばかりでなく、請願制度に対する市民の信頼や自由な意見表明の意欲に対しても、否定的なメッセージを与えることになりかねない。すなわち、将来的に、市民による請願権の行使や政治的意思表明の自由（憲法第 21 条）が萎縮するおそれがあり、このことはまさに「公共の福祉に重大な影響を及ぼす」場合（行政事件訴訟法第 25 条第 4 項前段）に該当する。

さらに、本件除名処分は、百条委員会による調査および議員辞職勧告決議を経たうえで、なお申立人が反省や是正の姿勢を示すことなく、議場で同様の発言・行動を再度繰り返したことを受けてなされたものであり、重い議決要件を充たしたうえで、慎重に決定されたものである。この経緯に照らせば、本件処分は、議会の秩序維持と制度的自律の確保という観点から極めて高い公共的意義を有するものであり、これを軽々に停止することは、議会の正統性および市民の信頼を損なう危険を伴うものである。

よって、以上の諸点からも、本件除名処分の執行停止は、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある」ものとして、認められるべきではない。

4 本案に理由がないと見えること

既に述べたように、本件除名処分は、申立人が、当議会に提出された請願に関し、その賛同者を議員の立場で戸別に訪問し、賛同の撤回を促すという行為を行い、それに基づいて発議された辞職勧告決議案の審議過程において、弁明の名の下に、特定市民を名指しして、その請願権行使を一方的に非難する発言を繰り返したことが契機となっている。

これら一連の言動は、請願という市民の正当な権利行使に対して、議員としての立場を利用して圧力を加えるものと受け取られ、市民に対する萎縮効果をもたらすおそれがある点で、民主主義の根幹を成す請願権の趣旨を著しく損なうものであり、近時の裁判例に照らしてもその違法性の程度は軽視できない。また、公の議場において、市民の権利行使を正面から「不適切」などと断定的に批判する発言は、請願を行った市民の社会的評価を不当に低下させ、市民全体に対しても威圧的印象を与えるものであり、議員としての節度を著しく欠くものといわざるを得ない。これらの言動を看過すれば、議会の秩序や市民との信頼関係を著しく損ねるおそれがあるため、本議会は地方自治法第 132 条に基づき、所定の手続きを経て、慎重かつ適正に除名処分を決定したものである。

申立人は、自らの言動が懲罰事由に該当しないと主張しているが、申立人提出の甲第 11 号証（懲罰特別委員会審査報告書）においても、当該言動はいずれも議員としての中立性や倫理を欠き、市民の名誉や基本的人権、議会制度への信頼を著しく損なうものであり、議場での発言として社会通念上許容される範囲を逸脱するものであることが明確に示されている。

したがって、本件除名処分は、地方自治法及び当議会会議規則に則って適法かつ妥当になされたものであり、これを取消すべき理由は見当たらない。よって、本件におい

ては、「本案に理由がないと見える」(行政事件訴訟法第 25 条第 4 項後段)との判断が相当であり、除名処分の執行停止は、同条により「できない」ものである。

以下、申立人の個別の主張に対し、意見を述べる。

(1) 発言①について

申立人は、請願書が提示されなかったり、内容が十分に説明されなかったことによって正確な理解に至らなかった賛同人が多かったという事実に基づく説明であり、侮辱や否定にはあたらないと主張している。

しかし、当該発言は「請願の内容を正確に理解して賛同人署名をされた方はほとんどおられない」と断定的に述べ、市民の判断力や行為そのものの正当性を否定している。これは、単なる事実の説明にとどまらず、賛同人の行動を軽視し、その名誉を傷つけるものであり、議会における「無礼の言葉」(地方自治法第 132 条)に該当する。さらに、本会議という公的な場でこのような発言を行ったことは、請願権という民主的手続を軽んじる印象を市民に与え、請願活動全体の萎縮を招く危険性がある。従って、申立人の主張は発言の影響の重大性を過小評価しており、議会の中立性と品位を損なった事実を否定することはできない。

(2) 発言②について

申立人は、賛同人の多くが請願第 3 号の内容を正確に把握していなかったため、実際の発言内容を伝え、自身の見解(差別的ではないとの理解)を述べた上で、改めて辞職勧告を求める意思があるかを確認したものであり、請願内容を否定したり、請願権を妨害したりしたものではないと主張している。また、自らの意見を押し付けることなく、賛同人が自分の判断で考えられるよう促したに過ぎず、実際に請願は受理されているため、請願権の行使も妨げられていないとしている。

しかし、「差別的なものとは言えない」との発言は明確な評価表明であり、請願の趣旨を議会全体の判断を待たずに個人の見解で否定したものに他ならない。請願権は憲法第 16 条で保障された市民の基本的権利であり、議員がその内容を一方的に評価し、賛否の再考を求めることは、事実上の請願活動への干渉と見なされる。たとえ受理されたとしても、議員が公的立場を用いて請願趣旨を否定する発言をすること自体が、市民の意見表明を抑圧し、請願権を実質的に損なう行為である。よって申立人の主張は、請願権の尊重と議会の中立性に対する理解を欠いており、正当化には値しない。このような発言は、議員個人の自由な見解の表明を超えて、議会の中立性・公平性を損なうものであり、「議会の品位を損なう」と判断される。

(3) 発言③について

申立人は、「民生委員による圧力を感じて署名した」とする発言は、ある賛同人の署名動機として述べた事実の紹介に過ぎず、民生委員制度全体やその担い手を批判する意図はなかったと主張している。また、誰の発言かを特定できないまま再度言及したことについて、虚偽と決めつけられるべきではなく、議会における発言として一般

的に起こりうることであり、それをもって反省がない、品位を損ねたとするのは不当であるとしている。さらに、議会は制度や担い手に疑念があれば議論すべき場であり、それ自体が議会の品位を損なうものではないと主張している。

しかし、「不利にされたら困ると思い署名をしてしまった」という発言は、請願者が民生委員としての地位を利用し圧力をかけたかのような印象を与えるものであり、制度そのものの中立性や請願者の名誉を著しく損なう。発言者が特定できないまま再び本会議の場で言及したことは、客観性や真実性に乏しい情報を議会の公式記録に残す行為であり、結果として虚偽の印象を広める危険性が高い。議場という公的な場においては、特に根拠の不明瞭な発言について慎重さが求められ、当該発言は「無礼の言葉」に該当し、議会の中立性・品位を損なうものであって、申立人の正当化は到底容認されない。

(4) 発言④について

申立人は、当該発言は議員辞職勧告に対する弁明として、面談で実際に賛同人から聞いた内容を紹介したものであり、請願活動や請願者を意図的に否定したものではないと主張している。名簿の公開やそれに伴うリスクを説明したのは、賛同人がその事実を知らなかったとの発言を受けて、情報提供と判断材料を与えるためであり、リスクを一方的に強調したのではなく、また、請願者がすべての賛同人に名簿公開の説明を行っていなかった可能性があることから、正しい情報に基づく判断ができなかった賛同人がいたことを指摘したにすぎず、賛同人の判断を軽視する意図も、請願者の名誉を毀損する意図もないと述べている。

しかし、本会議の場で「名前が公開されるリスク」や「よく思われない可能性」に繰り返し言及すること自体が、請願行為を危険で不利益を伴うものと印象付け、市民の請願権行使を萎縮させる効果を持つ。さらに、「説明がなかった」「知らなかった」といった発言は、請願者の誠実性に対する疑念を公に示すものであり、請願活動の正当性や信頼性を不当に損なう。議会の品位と中立性を保つべき場において、賛同人の判断を軽んじ、請願の趣旨を一方的に否定的に描くような表現を用いたことは、たとえ意図がなくとも「無礼の言葉」に該当し、議員として不適切であると言わざるを得ない。

(5) 発言⑤について

申立人は、当該発言は議員辞職勧告に対する弁明として、複数の賛同人との面談で得た事実に基づく行動の説明であり、請願者の人格や意図を侮辱するものではないと主張している。また、百条委員会の調査結果は請願者の主張のみに依拠し、署名撤回者の声を十分に反映していない可能性があり、その調査手続や評価に問題があったかどうかを後日議会で検証すべきだとしている。さらに、議員が請願署名の状況に関与すること自体が問題であるとの見解は、議会制民主主義の原則を歪めるものであり、議員活動を軽視するものだとして批判している。

しかし、「書面を見せず」「正確に伝えていない」と断定的に述べたことは、請願者の行為を意図的に不誠実と受け取らせる内容であり、その名誉と信頼を著しく損なうものである。請願者の説明手法については、百条委員会の調査で違法性や不当性はないと認定されており、議会や個々の議員がその正当性にあれこれ評価を加えることは、請願法の趣旨に反する不当な干渉である。加えて、公的な場でこのような評価を行ったことにより、請願活動全体に対して疑念を生じさせ、市民の請願権行使を萎縮させる効果をもたらしており、議会の品位と中立性を著しく損ねる行為である。したがって、申立人の弁明は発言の問題性を正当化しうるものとは言えず、その主張は容認しがたい。

(6) 発言⑥について

申立人は、当該発言は議員辞職勧告に対する弁明として、賛同人との面談で得た情報に基づき、請願署名の集め方に問題があったと認識したことを述べたにすぎず、「無礼の言葉」には該当しないと主張している。また、問題点を指摘する発言まで懲罰対象とするのは議会における自由な議論を萎縮させ、民主主義を損なうとし、さらに、「懲らしめる意図」についても、賛同人から聞いた内容に基づくもので、虚偽と断定されるべきではなく、議員としての責務や倫理に反する行為ではないと主張している。加えて、懲罰委員会が請願者の説明のみを根拠に申立人の発言を一方向的に虚偽と決めつけている点も問題だとしている。

しかしその発言内容は「請願者が吉田議員を懲らしめる意図で説明した」「真意に反して署名を集めた」など、請願者が悪意をもって不誠実な行動をとったと断定するものであり、請願者の名誉を著しく毀損する発言である。また、請願者が実際に説明した内容については百条委員会において証言されており、吉田議員の発言の引用やそれに対する判断理由も明示されていることから、申立人の「発言すら説明していない」との主張は事実と異なる虚偽の内容と見なされてもやむを得ない。さらに、「懲らしめる趣旨」との表現は、請願の目的を恣意的かつ悪意的なものと決めつけるものであり、市民の請願活動自体に対して否定的な印象を与え、将来的な請願権行使を萎縮させるおそれがある。このような発言は、根拠に乏しく、議員としての倫理と責務に反する無責任な内容であり、議会の中立性と品位を損ない、市民の信頼を著しく低下させる。したがって、申立人の弁明は発言の影響の重大性を軽視しており、その正当化は認められず、本件発言は「無礼の言葉」に該当し、議員として許容されないものである。

(7) 発言⑦について

申立人は、賛同人名簿が議会傍聴資料として公開されたことで第三者に広く伝播する可能性が高いにもかかわらず、「名簿は出ない」と説明されたことは虚偽にあたると考えており、それを問題ないとする主張には納得できないと述べている。

しかし、請願書に添付された名簿は原則として適切な手続に従って非公開で管理さ

れるものであり、その前提で「名簿は出ない」と説明されたことは決して虚偽ではない。議会による一時的な管理の不備や一部の資料提供があったとしても、それは手続上の瑕疵であり、請願者が虚偽の説明をしたと断定するには根拠を欠いている。

また、「公開されっぱなし」といった過度な表現は、市民に誤解と不安を与えるものであり、請願者の誠実性に対する不当な非難となる。これにより、請願者の名誉を損ねるばかりか、議会の信頼性と品位をも著しく低下させる。議員がこのような断定的発言を行うのであれば、名簿の取扱いに関する制度や実務の詳細な確認が不可欠であるにもかかわらず、その点が欠如していたことは、議員としての職務倫理に反すると言わざるを得ない。したがって、当該発言は根拠を欠いた主観的断定に基づく「無礼の言葉」に該当する。

(8) 発言⑧について

申立人は、賛同人名簿が議会傍聴資料として配布されていた以上、それを参照した自身の行動がプライバシー侵害を引き起こす原因ではないと主張している。もし名簿の配布自体に懸念があるなら、それは配布を行った市議会側に個人情報保護条例違反の責任があるのであって、議員である自分がその資料を基に情報提供を行ったことに問題はないとしている。

しかし、その認識は「朝来市議会の個人情報の保護に関する条例」に基づく慎重な個人情報の取扱い義務を著しく軽視している。たとえ資料が配布されていたとしても、それは議会審査のための限定的な目的に基づいた利用に限られており、その情報を個別接触や名指しによる確認・撤回促し等に用いることは明確な目的外利用に該当し、条例に違反する。

また、「誰がどのような不利益を受けるのか分からない」とする申立人の認識は、賛同人の名前が SNS 等を通じて不特定多数に知られ、プライバシーの侵害や精神的負担、さらには市民の請願活動そのものへの萎縮を招くという現実的なリスクを軽視するものである。個人情報の適切な管理と限定的な利用という原則に反し、それを正当化する発言は、議会による情報管理に対する市民の信頼を損ね、議員としての資質にも疑念を抱かせる。

よって、申立人の主張は個人情報保護の観点からも、議会の品位維持の観点からも正当化されるものではなく、発言は「無礼の言葉」に該当し、極めて不適切である。

(9) 発言⑨について

申立人は、当該発言は議員辞職勧告の原因となった行動についての弁明であり、自らの正当な議員活動として行った戸別訪問の内容と意図を説明したものにすぎず、議会の品位を損なうものではないと主張している。戸別訪問自体は法律で禁止されておらず、正当な目的をもって行えば許容されるとし、本件訪問は請願署名の集め方に問題がなかったかを調査し、賛同人に正確な情報を伝えるためのもので、圧力をかけたり撤回を求めたりする意図はなかったため、請願権や議会の中立性、市民の権利を妨

げるものではないとしている。

しかし、申立人は、議員という公的立場にある者が、請願に関わる賛同人に個別に接触する行為自体が、賛同人に無言の圧力や心理的負担を与え、請願権行使の萎縮を招くおそれがあることを見過ごしている。請願権は憲法第16条で保障された市民の基本的権利であり、その自由かつ平穏な行使は最大限尊重されるべきである。議員が個人的な判断で賛同人に接触し、その署名の意思を確認する行為は、議会が中立的に請願を審査すべきという原則を損ない、議会全体の信頼性を低下させる結果となる。

そのような行為を本会議という公式な場で正当化し、「正しい情報提供」と称して自己の行為を肯定する発言は、議会のコンプライアンス意識を疑わせ、市民の信頼を著しく損なうものである。議会の権威と品位を守る責任を持つ立場にある議員として、不適切な接触行為を肯定する発言は到底容認できず、「無礼の言葉」に該当すると評価されるべきである。

(10) 発言⑩について

申立人は、請願に関する戸別訪問は選挙活動に該当せず、正当な理由があれば許容される議員活動であり、職責や倫理にも反しないと主張している。また、自身は賛同人に圧力をかけたり撤回を求めたりしたのではなく、正しい情報を提供したにすぎず、市民の行動を操作したわけではないとし、情報提供により真意に反して署名した賛同人が自由に撤回できたことは、むしろ請願権の適切な行使であると述べている。

しかし、議員という公的立場にある者が賛同人に直接接触する行為そのものが、たとえ善意や非威圧的であったとしても、心理的圧力を生じさせ、市民の自由な意思決定を損なう危険性がある。請願権は憲法で保障された基本的権利であり、議員にはその自由な行使を尊重し支える責務がある。申立人の行為は、その責務を逸脱し、請願に対する事実上の干渉にあたるものであり、「撤回の自由」という名のもとに、議員自身が「自由」を操作している点が問題の本質である。かかる請願に対する事実上の干渉行為を議会で公然と正当化することは、職務倫理やコンプライアンス意識の欠如を示すもので、議会内外からの信頼を損ね、議会の品位を著しく損なう行為に該当すると評価するのが相当である。また、「撤回されてよかった」と肯定的に述べたことは、自身の介入行為を正当化し、請願活動の正当性に疑義を投げかけるもので、市民の政治参加を萎縮させ、議会の中立性と品位を著しく損なう。申立人の主張は、請願者や賛同人の権利を軽視し、議員としての倫理を欠いており、議会の信頼と秩序を損ねる発言であることから到底容認できない。

(11) 発言⑪について

申立人は、自身の賛同人への接触は請願審査のためではなく、署名が正確な情報に基づいて行われたかを確認し、情報提供することが目的であり、請願法の趣旨に反するものではないと主張している。また、議員が個別に接触することが必ずしも議会の公平性や中立性を害するとは限らないとし、市議会が署名撤回の動きに無関心だった

時期に、議会に代わって必要な調査を行ったものであると正当性を主張している。

しかし、議員個人が独断で賛同人に接触することは、請願の審査手続における議会の集団的意思形成と中立性を損なう行為である。議会として行う請願審査は、法的根拠と手続に基づいて実施され、その目的や方法が記録され説明責任を果たせる構造となっているのに対し、個々の議員による接触は目的や範囲の不透明さを伴い、市民に不信感を与える。また、議員が「請願の正確性」や「署名の真意」などを独自に判断し、賛同人に接触すること自体が、市民の請願権行使に対する圧力や干渉となる。

申立人は「議会では良くて個人ではなぜダメか」と疑問を呈するが、このように議会が行う調査と個人の独断的行動とは制度的・手続的に明確な違いがあり、この違いを理解しないまま行動し、その正当性を議会の場で主張すること自体が、議員としての職責と法的理解の欠如を示すものであり、議会の品位と信頼を著しく損なう行為である。よって申立人の主張は正当化されず、懲罰対象とした評価は妥当である。

(12) 発言⑫について

申立人は、自身の行動は賛同人の意見を踏まえ、署名の集め方に不当性があると判断したうえで正しい情報を提供する目的で行ったものであり、それが違法とされるのは不当だと主張している。また、この行為は請願者の名誉を毀損するものではなく、「無礼の言葉」にも該当しないとし、議会の品位や中立性、市民の権利行使にも悪影響を与えるものではないとしている。さらに、公開情報に基づいた接触は条例に違反せず、名簿の利用目的の逸脱やプライバシー侵害にも当たらないと述べている。

しかし、その主張は以下の点で看過できない問題を含む。

まず、「正しい情報」として申立人個人の見解を賛同人に戸別訪問で伝えた行為は、請願に付された名簿を利用した目的外使用であり、朝来市議会の個人情報保護条例に明確に違反する。また、請願活動に対して個々の議員が独断で接触・評価を行うことは、議会の中立性を損なう行為であり、職責の範囲を逸脱している。これらの行為を正当化する議会での発言は、議会に対する市民の信頼を損なう。

さらに、請願の「署名の集め方が不当」と断定する発言は、請願者の行為に対する根拠なき否定であり、その名誉を損なうもので、「無礼の言葉」に該当する。加えて、本会議の場という公的な場でこうした発言を行ったことは、市民に対し、請願権行使が議員の監視や介入にさらされる可能性があるという印象を与え、市民の政治参加を萎縮させるリスクを高める。

以上のことから、申立人の発言とその正当化は、議会の品位と信頼性、そして法令順守の観点から到底容認できず、本会議における発言として不適切である。

(13) 発言⑬について

申立人は、自身の活動は請願趣旨を否定するものではなく、正しい情報が与えられていなかった賛同人に対して情報提供を行ったものであり、発言も請願者や賛同人への侮辱や名誉毀損には当たらないと主張している。また、その発言は議会の秩序や品

位を損なうものでもなく、違法行為にも該当しないとしている。

しかし、その実態は、請願賛同人名簿を目的外に利用して個別に訪問し、「吉田議員の発言は差別発言ではない」とする自身の一方的見解を伝え、賛同人に署名撤回を促すという形で請願活動に直接介入したものである。このような行為を「正しい情報提供」や「正しい判断を促す手助け」として正当化する発言は、請願者が誤った情報を与え、賛同人が誤った判断をしたという前提に立ったものであり、請願者および賛同人の名誉を著しく傷つける「無礼の言葉」に該当する。

さらに、議会の場でこのような活動を「議員活動として大切」と強調することは、制度上問題のある行動を公然と正当化するものであり、議会の秩序と品位を著しく損なう。請願権という憲法上保障された市民の基本的権利を、議員の個人的な価値判断によって左右しようとする姿勢は、民主的制度の根幹を揺るがす行為である。

よって、本件発言は市民の権利行使への不当な干渉を正当化し、請願者・賛同人の名誉を傷つけ、議会の品位を貶めるものであり、申立人の主張は到底容認されない。

(14) 発言⑭について

申立人は、賛同人名簿が議会傍聴資料として配布された以上、情報が第三者に知られるのは当然であり、その取扱いが議会内に限定されるという見解には同意できないと主張している。また、名簿の公開は市議会によるものであり、申立人の戸別訪問が情報拡散や誤解の原因とされるのは不当であると述べ、当該発言は議会の信頼性や品位を損なうものではないとしている。

しかし、この認識は議会内での資料の取扱いルールと個人情報保護の原則を大きく誤解している。請願書に添付された賛同人名簿は、あくまで請願審査のために限定的に使用されるべき情報であり、議会の定めた手続と管理下においてのみ使用が許される。これを外れて個人が使用することは、情報の目的外利用であり、個人情報保護条例に違反する。

また、名簿の不適切な扱いによって「公開されっ放し」となった印象を与えている原因の一端は、申立人自身が名簿をもとに戸別訪問を行い、情報を拡散させるような行動を取ったことにある。したがって、その状態を議会の責任として一方的に非難する発言は、責任転嫁に等しく、事実を歪めるものである。

さらに、「名簿は出ないと虚偽の説明を信じた」との断定的な表現は、請願者や議会に対する不当な疑念を招き、市民の信頼を損なう。議会の秩序と情報管理に対する信頼性を揺るがすこの発言は、品位を著しく貶め、「無礼の言葉」に該当する不適切な内容であり、議会の場で発言するには到底ふさわしくない。申立人の主張は、その影響の重大性を過小評価しており、正当化することはできない。

(15) 発言⑮について

申立人は、不確かな情報であっても市民の利益のために調査を始めることは議員の正当な活動であり、自身の調査は請願活動を妨害するものではなく、むしろ適正化に

資する行為であると主張している。また、申立人が議会に相談しても調査は行われなかったと合理的に推測できる状況であったため、個別に行動したことは議会の秩序を乱すものではなく、百条委員会などからの批判に対する正当な反論としての発言であるとしている。

しかし、この主張は議会の制度的手続と中立性を著しく軽視するものである。まず、「よく分からないものに署名して不安を感じた」といった曖昧な情報に基づいて、賛同人に対して請願内容の理解を確認するという行為自体が、請願権の自由な行使に対する不当な干渉であり、憲法上保障された市民の権利を侵害するものである。また、議会は請願の審査について法に基づく手続と集団的意思決定によって対応すべき立場にあり、個々の議員が独断で調査・接触を行うことは、議会の中立性と信頼性を損なう。さらに、「議会はどうせ調査しなかった」という発言は、議会の正当な判断と対応を根拠なく否定し、議会そのものを侮辱するものである。議会運営の秩序を乱し、手続を軽視した行動と発言は、議員としての職責に反し、その資質に重大な疑念を抱かせる。

したがって、申立人の発言は、請願活動の正当性を損ない、議会の秩序と品位を貶めるものであり、到底容認されるものではない。議会の正式な手続を無視して個人的判断を優先した行動を正当化する発言は、議員として不適切であると明確に評価され、懲罰の対象とされたことは正当かつ妥当である。

第3 本件除名処分の適法性及び相当性

1 地方議会における懲罰権の法的位置付け

地方自治法第135条は、議会における秩序維持と品位保持のために、議会自らが議員に対して懲罰を科すことを認めた規定であり、その具体的な判断と処分の選択は、基本的には議会の自律的裁量権に委ねられている。

2 除名処分の正当性と必要性

(1) 発言の内容と悪質性

申立人の一連の発言は、単に事実の説明や意見の表明にとどまらず、以下のような重大な問題を内包しており、懲罰事由として極めて深刻なものである。

- ①請願者や賛同人の名誉を毀損し、市民の請願権を実質的に侵害する言動（多数の発言における断定的評価や攻撃的言辞）
- ②市民の個人情報を目的外で利用し、正当性を欠いた戸別訪問を行い、その行為を本会議場で繰り返し正当化
- ③議会の中立性と秩序を公然と否定するような表現（例：「関の山ではないか」）によって議会制度全体を貶めた

これらは、個別の懲罰事由として十分に重いものであり、それが複数回・継続的に行われたという点でも、その悪質性・執拗性は看過しがたいものである。

(2) 議会による懲罰手続の慎重性と適法性

当議会では、懲罰特別委員会において6回にわたる調査と審議を重ね、関係者からの聞き取り・資料確認・発言内容の精査を行った上で、全会一致により懲罰事由を認定し、最も重い「除名」が相当であると結論付けた。

また、地方自治法が定める厳格な議決要件（出席議員の4分の3以上の賛成）を経て本会議で可決されており、その手続は法的にも極めて慎重かつ適正に進められたものである。

(3) 除名処分の必要性和比例原則

申立人は、「虚偽ではない発言であり、正当な弁明であった」と主張しているが、問題は発言の内容自体もさることながら、その影響と、発言を重ねる中で申立人に一切の反省や修正の姿勢が見られなかったという事実にある。

申立人は、百条委員会や懲罰委員会からの指摘にもかかわらず、発言の不適切性を一切認めず、逆に自己正当化を強める発言を繰り返した。これにより、議会の秩序回復、再発防止、議会制民主主義の信頼維持の観点から、最も重い「除名」以外に適切な手段がなかったと判断されたものである。

3 除名が有権者意思の否定となるか

申立人は、除名処分が「有権者の選挙による意思を否定するものである」と主張するが、地方議会においては、議員が一定の規律に違反した場合にその地位を失わせる制度（除名）が法令上明確に定められており、有権者の意思を尊重しつつも、議会としての自浄能力を発揮する制度的裏付けが存在する。

当議会としては、除名処分を「有権者意思の否定」としてではなく、市民全体の信頼を回復し、議会の機能と信頼性を保持するための最終的手段として行ったものであり、その必要性・合理性は十分に認められると考える。

4 結論

以上より、申立人に対する除名処分は、各発言に含まれる重大な懲罰事由に照らして極めて妥当であり、法的手続を適正かつ慎重に経た上でなされ、議会の秩序・品位・中立性を守るために必要不可欠な措置であり、社会通念上著しく妥当性を欠くものとは到底認められず、当議会の裁量権の範囲を逸脱または濫用したものではない。

第4 結論

以上のとおり、本件執行停止の申立ては、行政事件訴訟法第25条第2項及び第3項の要件を欠くことから認められず、また、同法同条第4項に該当することから認められない。

したがって、被申立人は、申立人による本件執行停止の申立てについては、却下されるよう求める。

以上

別紙 3 の 2

令和 7 年 (行ク) 第 5 号 執行停止申立事件

申立人 関 綾乃

相手方 朝来市 (代表者朝来市議会議長 浅田郁雄)



本提書面の提出あり

相手方主張書面 (1)

令和 7 年 5 月 3 0 日

神戸地方裁判所 第 2 民事部 合議 C2 係 御中

〒670-0026 姫路市岡町 澤田・中上・森法律事務所

相手方代理人

弁護士 中 上 幹 雄

(担当) 同 森 崇 志

同 太 田 悠 子

(担当) 同 千 葉 真 嗣

令和 7 年 5 月 8 日付申立人主張書面に対して、以下のとおり、反論を述べる。

1. 重大かつ回復困難な損害の不存在

(1) 判断基準

行政事件訴訟法 (以下「行訴法」という) 第 25 条 2 項で定められた執行停止の要件の一つである「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」の判断基準について、同条 3 項は「損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案する」と定めている。そして、同条 3 項の一般的な解釈として、原状回復の可能性、金銭賠償の可能

性も考慮し、必ずしも回復困難な損害にあたらない場合でも、具体的状況下において、損害の回復の程度を考慮し、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案して損害が重大であるかを判断するとされる（条解行政事件訴訟法第3版475頁）。

(2) 地方議会制度上、議員資格を喪失する可能性が予定されていること

申立人は、議員資格の喪失について争う場合、執行不停止原則（行政事件訴訟法25条1項）が採用されている中で救済の実効性確保のために執行停止制度が設けられている点を挙げて、地方議会の制度上、議員資格の喪失の可能性があることは「重大かつ回復困難な損害」を否定する理由にはなりえないと主張する。

しかし、意見書でも述べたとおり議員の除名処分は、地方議会においては議員に対する一定の懲罰が認められていることから当然予定された内容のものであり、この除名処分の影響として議員活動を行うことができなくなることは当然に地方議会制度の予定するところであり、議員活動ができない以上、それによって当該議員に一定の損害が生ずることも、当然に制度が予定していることであるといえ、行政事件訴訟法上、執行停止制度が設けられているとしてもこのことに変わりはない。

実際、難民認定申請をしている者がした収容令書の発付処分の取消しを求める訴えを本案とする同処分の執行停止が問題となった最高裁平成16年5月31日決定でも、「退去強制令書の収容部分の執行により被収容者が受ける損害は、当然には行政事件訴訟法25条2項に規定する回復の困難な損害に当たるとはいえない」と判断されているように、処分または処分の執行自体から直接に発生する損害は回復困難な損害には該当しないというべきである。

そのため、議会における除名処分の結果、当該議員が議員活動を行えなくなることから生ずる損害を、重大な損害と解してその執行を停止することを法は予定していないというべきである。

(3) 議会での議員活動に準じた活動が可能であること

申立人は、議員活動と議員の地位なくして間接的に政治活動に参加すること

は本質的に異なるもので代替不可能であるから、議員資格なしに政治活動ができることは「重大かつ回復困難な損害」を否定する理由にはなりえないと主張する。

しかし、仮に申立人の述べるとおり、議員活動と間接的に政治活動に参加することが本質的に異なる性質のものであったとしても、それだけで直ちに「重大かつ回復困難な損害」に該当するわけではなく、上記判断基準に従い具体的に事情を勘案する必要がある。

この点、弁護士に対する業務停止の懲戒処分では、処分により当該弁護士は法廷活動、交渉活動、弁護活動はもちろんのこと、顧問先に係る業務を始めとする一切の業務上の法律相談活動ができないだけでなく、従前の依頼者は他の弁護士に法律業務を依頼せざるを得なくなる。これに対して、除名処分を受けて申立人が議員資格を喪失しても、申立人が政治的意見を表明したり支持者からの相談を受けたりすることが禁止されるわけではなく、政治活動を行えること自体に変わりはない。まして申立人は議会に議席を持つ会派に所属しており、同じ会派の議員と継続的な人的・政治的関係を有していることから、依然として議会へ影響力を持ち続けることが可能であり、除名処分によりおよそ一般人と同等の政治活動しか行えなくなるわけではない。時期的な観点からみても、本来の申立人の市議会議員としての任期は本年10月までであったのであり、当選直後や任期満了まで数年を残して除名処分を受けるような場合と比較して、その権利侵害の程度も小さいといえる。

さらに、申立人が除名処分を受けたからといって将来の被選挙権を喪失するわけではなく、次期選挙において立候補の機会が閉ざされるものでもなく、それまで申立人が築きあげてきた支持者や地盤を失ったり、誰かに引き継ぎをしなければならないものでもない。また、処分により申立人の信頼が失墜することがあるとしても、それは申立人が懲罰の対象となる言動を行ったことに起因するものであるから、その不利益は申立人が甘受すべきである。加えて、除名処分により申立人は議員報酬を受け取ることができなくなるが、議員報酬は経済的損害であり、後に金銭的救済も可能である。

そのため、除名処分による権利侵害やその影響の程度も重大なものとはいえず、執行停止を認める必要性が高いとはいえない。

一方、申立人は問題点の指摘を受けた後でなお議場において反省を示さずに問題となる言動を繰り返したがために懲罰を受けたものであり、仮に執行停止が認められて議席に復帰した場合、再び同様の混乱を招き、秩序ある円滑・適切な議会の運営を妨げ、ひいては朝来市民が市政停滞などの不利益を被る結果となるおそれがある。のみならず、本件では申立人は紹介議員（地方自治法第124条）でないにも関わらず、議会に提出された請願の賛同人らに対して、個別に自宅を複数人で訪問してまで署名撤回要請等を行ったという請願権の侵害行為が問題視されたのであり、本案訴訟の結果を待たずに直ちに申立人の議席への復帰を認めれば、今後も請願をしようものなら市民の生活に多大な影響力を持つ議員に目を付けられて静穏な日常生活を害されるなどの不利益を被ると市民が考えるのも相当であり、今後の市民の政治活動を大いに萎縮させ、憲法第16条で「『平穩に』請願する権利」として保障された請願権が侵害されることとなる。

以上より、除名処分による権利侵害やその影響の程度が重大とはいえず、除名後も議員活動に準じた活動が可能であることから、「重大かつ回復困難な損害」は認められないといえる。

(4) 平成16年改正の趣旨について

申立人は、平成16年改正により行政事件訴訟法25条2項の要件が緩和された趣旨から、「制度の当然の帰結」「制度上予定された当然の効果」などとして除名処分を回復困難な重大な損害には通常該当しないとする相手方の主張を否定する。

しかし、平成16年改正は、執行停止について個別具体的な紛争状況に即した適切な判断を担保することを目的とし、「回復の困難な損害」という損害の性質のみに着目した要件から「重大な損害」という損害の「程度」ないし「量」にも着目した要件に改めたもの（橋本・解説行政訴訟法127頁）であるが、損害の性質が考慮要素から消えたわけではないのであるから、要件が緩和された

というだけでは相手方の主張を否定する理由にはならない。

加えて、法改正後の要件に従って損害の「程度」ないし「量」の観点から検討してみても、上述のように申立人が政治活動を行えることに変わりはなく、所属する会派を通じて容易に議会へ意見を伝達することが可能で、二度と市議会議員に立候補ができずにそれまでの支持者や地盤を失うわけではないこと等から、申立人の議員資格の喪失に伴う影響の程度・量は、回復困難な重大な損害には該当しないといえる。

(5) 緊急の必要性の不存在

ア. 申立人の主張

申立人は、訴訟が行われた場合の執行不停止原則に基づく不利益を救済するために執行停止制度が認められていることや、平成16年改正により執行停止の要件が緩和されたことから、「本案訴訟の結果を待たずに仮の救済として処分の効力を止めることには慎重であるべき」という相手方の主張を批判している。また、議会が再び従前の懲罰動議等を蒸し返したりしない限り、申立人が議席に復帰した場合に再び同様の混乱が生じる蓋然性はない等とも主張する。

イ. 反論

しかし、相手方は一般・抽象化して仮の救済に慎重であるべきだと主張しているわけではなく、本件の個別具体的事情を考慮した上で、本件については執行停止について謙抑的であるべきと述べているのであって、申立人の批判にはあたらない。

そもそも執行停止の要件である重大な損害とは、今すぐ緊急に執行停止しないと回復が困難になるという意味であり、ここで述べられている「緊急の必要がある」は重大な損害と別個の要件ではなく、一体として判断する必要があるものである。そして、相手方は意見書でも述べたように、本件については6回にわたる懲罰特別委員会の中で申立人本人の弁明を含む詳細な調査と審査を経て、十分な手続的保障のもと行われた懲罰であること、除名処分によっても被選挙権を喪失するわけではなく、議会外での政治活動や表現

活動が可能であること等、本件について個別具体的に検討した上で直ちに回避すべき切迫した損害や不可逆的影響がないと主張しているのである。

執行停止制度が認められていることや法改正により執行停止の要件が緩和されたというだけでは、具体的に本件について「緊急の必要」、ひいては重大な損害があると認められるわけではない。

また、本件除名処分は、申立人は百条委員会の調査を受けて問題点の指摘を受けた後で、なおも議場において反省を示さずに同様の言動を継続したがために決議されたという事情があるのであり、こうした事実経過から本件あるいは本件と関わりがある議題について、申立人が再度問題を蒸し返す可能性があることは容易に想像できる。

2 公共の福祉に対する影響

(1) 申立人の主張

申立人は、公共的利益や第三者の利益は重大な損害の要件の判断において考慮され、「重大な損害」の要件が認められるときに公共の福祉に重大な影響を及ぼす恐れがあるとされる事案は限定的であり、個別具体的な疎明が必要であるところ、請願権の行使や政治的意思表明の自由が萎縮する個別具体的なおそれはないし、疎明もなされていないと主張する。

(2) 反論 ～公共の福祉への影響の判断基準～

この点、公共の福祉への影響は、積極要件（処分の効力の継続によって生ずる回復困難な損害を避けるための緊急の必要性の存在）の判断に際して一定程度考慮されていると考えられ、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある」という消極要件により執行停止の申立が却下される事案が限定的であることはそのとおりであるが、交通の妨害になるおそれ等から公共の福祉に対する影響を理由に集団示威行進（京都地裁昭和44年1月28日決定）や集会（熊本地裁平成3年6月13日決定）の不許可処分に対する執行停止の申立が却下された事例もある。

そもそも、行政事件訴訟法が、執行停止の消極的要件として、行政事件訴訟

特例法と同様、執行停止が「公共の福祉に、重大な影響を及ぼすおそれがある」ことを掲げている趣旨は、本案前の暫定的な措置としてなされる執行停止をなすべきか否かについては、単に申立人の処分によって受けた損害のみならず、公共の福祉に及ぼす影響をも考慮してなされるべきことを明らかにしたものである。したがって、公共の福祉への影響を検討する上では、その影響が重大かどうかは絶対的基準によるべきではなく、処分の執行により申立人の受ける損害との関係において、その損害を看過してまでもなお公共の福祉に対する影響をより重大としてこれを守るほどの必要があるかどうかという見地から相対的に判断すべきとされている（行政事件訴訟法の立法担当者・杉本良吉による「行政事件訴訟法の解説」86頁以下）。

(3) 本件へのあてはめ（実態に即した具体的危機）

本件では、申立人の除名処分によって受ける損害は上述したとおり、必ずしもその程度が重大とはいえないものである一方、本案訴訟の結果を待たずに執行停止を認めてしまえば、議員が個別に自宅を訪問してまで請願を取り下げるよう要請することに問題はなかったと市民に誤った印象を持たれるだけではない。朝来市において市議会議員は18名しかおらず、一般市民にとって議員というのは大きな力を持つ存在であって、個別に自宅まで訪れる議員の依頼を聞かなければ、目をつけられて今後の生活に不利益が生じるだろうと考えて請願を取り下げ、その後も請願権の行使が萎縮させられてしまう結果となるであろうことは容易に想像できるものである。こうした本件における個別具体的な事情を考慮すれば、請願権は憲法で保障された重要な人権であり、請願が一般市民が直接政治に参加しうる限られた手段であることも踏まえれば、申立人に損害が生じるとしても一般市民の憲法上保障された人権は、より厚く実質的に守る必要があるといえる。

3 本案に理由がないと見えること

(1) 戸別訪問における言動の違法性及び威圧的な弁明について

ア、申立人の主張

申立人は、戸別訪問における言動の違法性が高いという相手方の主張に対しては、本件除名処分の直接の理由とはなっておらず、また「市民の権利行使を正面から不適切などと断定的に批判」との相手方の主張に対しては、請願権行使そのものを批判したのではなく、賛同人署名の集め方が不適切であると意見を述べたもので、市民に対し威圧的なものでもなく、議員としての節度を著しく欠くものではなく、弁明が威圧的で節度を欠くというのであれば、辞職勧告決議における弁明は謝罪以外許されないことになってしまう、と主張する。

イ. 判断基準

「本案に理由がないと見えること」の要件の判断については、具体的状況に応じて、行政の停滞・不当な申立人の権利利益の擁護にならないか、本来の目的である権利利益の保全を不当に阻害することにならないかを考慮し、そのバランスを取って判断する必要がある。

また、「本案に理由がないと見えること」の要件は消極的要件とされるが、学生の退学停学処分のように一定期間の経過により本案訴訟の訴えの利益が消滅し、執行停止により終局的に満足を得ることとなり得る場合は、本案の理由の有無を積極的かつ厳格に判断することが求められる。一方、処分が執行されると本案の意義が失われる反面、執行停止が処分の執行の延期に留まる場合は、それほど厳格に判断する必要はない。

本件は、申立人の議員としての任期が本年10月までの約5ヶ月であるから、一般的な行政訴訟の審理期間がそれよりも長期にわたることを踏まえると、もし執行停止が認められれば申立人は、学生の退学停学処分と同様に終局的に満足を得ることになってしまう。そのため、本件では本案の理由の有無を積極的かつ厳格に判断することが求められる。

ウ. 戸別訪問における言動の違法性

申立人は、戸別訪問における言動の違法性が高いことは本件除名処分の直接の理由とはなっていないと述べるが、相手方も何もそのことを理由に「本案に理由がないと見える」と主張しているわけではない。

まず、申立人が市民の個人情報をも目的外利用して行った請願賛同者宅への戸別訪問は、その外形的行為だけ見ても賛同者の適切な意思形成を萎縮させる恐れがある点で、民主主義の根幹を成す請願権の趣旨を著しく損なう違法性が極めて高い行為と考えられ、申立人が議会に対して謝罪や説明責任を果たすべきであるとの期待が高まるのである。その上で、申立人が弁明の場で謝罪を述べたり、あるいは戸別訪問の具体的事情を示して請願権の侵害にあたらないと正当性を主張するのならばともかく、特定市民を名指しして、以下でも述べるようにその請願権行使を非難する発言を繰り返したため、そのことを理由に相手方は申立人の除名処分を決定しているのである。

すなわち、戸別訪問における言動の違法性が大きいほど、申立人が果たすべき責任は大きくなり耳目を集めることになり、その責任を果たさないばかりか特定市民を非難する発言を続ける相手方に対する除名処分は、適法性・妥当性が増すといえる。

エ. 威圧的な弁明

申立人は市民に対して威圧的な弁明をしたわけではないと述べるが、上述のように、請願賛同者宅への戸別訪問はその外形的行為だけ見ても賛同者の適切な意思形成を萎縮させる恐れがあるのであり、そのことを差し置いて特定市民を名指ししてその請願活動の不適切さを指摘することが問題視されているのであり、名指しされた市民にとっては威圧以外の何物でもない。

また、申立人は辞職勧告決議における弁明が謝罪以外許されないことになってしまうと述べるが、決してそのようなことは無い。本件において、賛同者署名の集め方が適切か確認するために戸別訪問したと弁明をするにしても、特定市民を名指しして一方的にまで行う必要性はなかったのであり、そのことが問題視されているわけである。加えて辞職勧告決議案の審議において当該市民に反論の機会を与えられていないのであるから、議員としての中立性を欠いて一方的な発言を行い、市民の名誉や基本的人権を損なうことはあってはならないのである。

よって、この点についても申立人の批判は妥当でない。

(2) 除名処分の正当性と必要性について

ア. 発言の内容と悪質性

(ア) 請願者や賛同人の名誉を毀損し、市民の請願権を実質的に侵害する言動について

この点、申立人は、賛同人の署名の集め方に問題があると指摘したのみで賛同者の名誉を全く毀損しておらず、賛同者が請願者から正しい情報を得られていなかった事実を指摘しただけで、請願権の実質的侵害にも無礼の言葉にも該当しないと述べる。

しかし、意見書でも述べたように、申立人は「請願の内容を正確に理解して賛同人署名をされた方はほとんどおられない」と断定的に述べており、このことは市民の能力を否定する事実の摘示であって賛同人の名誉を傷つけるとともに議会における「無礼の言葉」に該当する。また、申立人の主張は議員の発言の影響力の大きさを踏まえていないものであって、形式的に請願権の侵害と無関係な発言のように見えても、実際にこうした発言が議会で議員によってなされれば、正確な理解をするまで請願をしてはならないのだと一般市民が捉えて萎縮してしまうのは自然なことであって、請願権の実質的侵害にあたるといえる。

(イ) 市民の個人情報をも目的外で利用し、正当性を欠いた戸別訪問を行い、その行為を本会議場で繰り返して正当化したことについて

この点、申立人は、議会資料として公開された資料に基づいて戸別訪問したもので目的外利用にはあたらず、また正しい情報を伝えるための正当な目的であったと弁明するもので、無礼の言葉には該当しないと述べる。

しかし、賛同者は、請願に書かれている要望に賛同して集団的表現活動に加わるということを明らかにする趣旨で氏名・住所を記載しているものであって、後に署名を提出された相手方（議会）から個別に署名にどのようなつもりで賛同したのか尋ねられることがあるとは予想だにしていない。もし議員からそのような問い合わせがあれば署名を取り消し、将来の署名活動も萎縮してしまうおそれがあるのであるから、賛同者による氏名・住

所の記載は、集団的表現活動に参加するという限りで部分的に匿名性を放棄したにとどまり、議員からの個別の意思確認等への対応も甘受することを表明したものではない。

したがって、議会資料として公開されたものであったとしても、賛同人署名の資料に基づいて、賛同者の意思を確認するために戸別訪問することは、個人情報の目的外利用に該当し、「議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とする朝来市議会の個人情報の保護に関する条例第12条にも違反する。さらに、朝来市が市民に対して正しい情報を伝えるのであればインターネット上で情報提供したり、市役所の掲示板などで広報することも可能であり、議員が直接個人宅を訪問する必要性はなく、正しい情報を伝えるための正当な目的であるというのは申立人の詭弁である。よって、申立人の行為は無礼の言葉に該当する。

(ウ) 議会の中立性と秩序を公然と否定するような表現(例:「関の山ではないか」)によって議会制度全体を貶めたことについて

この点、申立人は、議会に相談しても調査は開始されず何ら解決されなかったと合理的に予測された旨を発言したのであって、議会の中立性や秩序を否定するものではなく、また悪質性、執拗性については相手方の執拗な責任追及に対して弁明したものに過ぎないと主張する。

しかし、「議会はどうせ調査しなかった」ことが合理的に予測されたといふことの裏付けはなく、申立人が主張しているに過ぎない。また「どうせ」という発言は、不本意である結論や結果が予想されることに対して何を言おうとも、または何をしようとも変わらないであろうと考え、不満や諦めを表すものであり、論理的に相手方を批判するという類いのものではない。そのため、こうした発言は、正に議会を信頼していないという申立人の本心の現れであり、議員相互の信頼から成り立つ議会を侮辱し、その中立性や秩序を否定する趣旨の発言といえる。

また、責任追及に対する正当な弁明であれば何ら非難されるものではない

いが、相手方は、申立人が弁明の範疇を超えて、賛同人の名誉を毀損する言動や議会を侮辱するものといえる発言を繰り返している点を指摘して申立人の言動の悪質性・執拗性は看過しがたいと述べているのである。そのため、申立人の主張は妥当ではない。

イ. 議会による懲罰手続の慎重性と適法性

申立人は、懲罰委員会における調査や審議、地方自治法が定める厳格な議決要件は、いずれも執行停止を否定する理由にはならないと主張する。

しかしながら、相手方が懲罰特別委員会において6回にわたる調査と審議を重ね、精査の上、除名処分を決定したということは、少なくとも相手方が法的にも極めて慎重かつ適正に手続を進めたことの裏付けであり、除名処分が適法であることを裏付ける理由となる。

そのため、議会において慎重に懲罰手続が行われたことは、執行停止の消極的要件である「本案に理由がないと見えること」を認定する要素の一つといえ、申立人の批判にはあたらない。

ウ. 除名処分の必要性と比例原則

申立人は、「申立人に一切の反省や修正の姿勢が見られなかった」ことは本件除名処分の理由である「無礼の発言」とは無関係であり、また委員会の指摘に納得がいらず、反論意見を述べたことをもって懲罰することは、議員に議会において自由に発言する権利を著しく制限するものだとし非難する。

この点、相手方は「申立人に一切の反省や修正の姿勢が見られなかった」ことだけを理由に除名処分の必要性があると主張しているわけではない。上述のように自己正当化を強める発言をするなかで、特定市民を名指しして請願活動の不適切さを指摘するなど議員としての中立性を欠いて一方的な発言を行ったことが、市民の名誉や基本的人権を損なわせる「無礼の発言」にあたると述べているのであり、申立人の批判は妥当ではない。

(3) 除名が有権者意思の否定となるか

申立人は、執行不停止原則により、議員としての身分を失わせたままであることは、申立人を当選させた有権者の意思を否定することになると主張する。

この点、除名処分とすることは市議会議員としての本質的責務の履行を不可能とするもので、申立人に投票した有権者の意思の反映を制約することにはなるが、除名処分の影響として議員活動を行うことができなくなることは当然に、地方議会制度の予定するところであり、除名処分は有権者意思の否定ではなく、むしろ失った市民の信頼を回復し、議会の機能と信頼性を保持するために必要かつ合理的な最終的手段といえる。

以上

懲罰特別委員会審査報告書

別紙 4

1 審査事件

関綾乃議員に対する懲罰について

2 審査経過

前記事件を審査するため令和7年1月14日、1月30日、2月17日、2月25日、3月19日及び3月24日に当委員会を開いた。

(1) 出席した委員

森下 恒夫 横尾 正信 水田 文夫 西本 英輔 嵯峨山 博
 洲本 稔 浅田 郁雄（議長 1/14、3/19、3/24）

(2) 欠席した委員

なし

(3) 説明のため出席した議員

関 綾乃

(4) 説明のため出席した職員

なし

(5) 秘密会について

委員会では、協議により委員会を秘密会とすることを決定した。主な理由は、事件の性質上市民の個人情報保護に関する配慮が必要であるとの判断による。ただし、その必要がなくなった第5回委員会から秘密会は解除することとした。

3 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

4 懲罰処分の種類及び内容

地方自治法第135条第1項第4号の除名とする。

5 理由

(1) 調査経過について

① 令和6年12月24日、12月議会最終日において、関議員は自らへの議員辞職勧告決議の提出に際し、申し出により10分間にわたり弁明の陳述を行なった。この際の陳述に対して発言内容に請願第3号吉田俊平議員の即時議員辞職勧告を求める請願（以下「請願第3号」という。）に係る請願者に対する侮辱発言があるとして複数の議員により懲罰動議が提出された。

動議が可決され懲罰特別委員会が設置された。

② その後今日まで先述の報告のとおり6回の委員会が開催され、当該発言に対する調査を行なった。

委員会ではまず地方自治法132条の「無礼の言葉」について確認した。議会における無礼な言葉とは議員の発言において必要な限度を超えて関係者の感情を反発させる言葉であり、穏やかでいられない内容の言葉、聞き捨てならない言葉、不穏当な発言、

勘弁できない発言等を指す。

次に朝来市議会会議規則第144条にいう「品位を尊重する」ことにおいて発言において「品位」を尊重するとは、無礼な発言をしない、議会の秩序や規律を乱す発言をしない、虚偽発言をしない等である。虚偽発言や誹謗中傷の発言は特に議会の品位を著しく貶めるものであるから厳に慎むべきであること等を確認した。

③ 以上の確認に基づいて関議員の陳述発言における法132条にいう「無礼の言葉」、朝来市議会会議規則第144条にいう「品位」を損なう発言に該当する発言を対象に調査を行なった。

④ 第3回委員会においては関議員の申し出により弁明のための陳述が行われた。関議員は主に「侮辱発言はしていない」旨を強調した短い弁明を行なった。

(2) 処分の検討にあたっての留意事項

第3回委員会において全会一致で懲罰を科すことに決した。その後懲罰の種類を決定するにあたって事務局より地方自治法第135条の懲罰の種類である戒告、陳謝、出席停止、除名のそれぞれについて説明を受けた。その後において委員会として慎重に検討を行なった。その結果、戒告、陳謝、出席停止（7日以内）では今回の事件に対する懲罰としては軽きに失するものであるとして、除名についても検討することとした。

懲罰委員会においては、処分を検討するにあたって特に以下の点に留意した。

① 議員に対する懲罰は議会の自律権に属する権能ではあるが、地方議会議員に対する除名処分は現に議員が保有している議員たる地位を剥奪して不利益を与える処分であり、その要件事実が地方自治法第134条に明定されていて、一般的に承認された価値基準によって判断されうるものであること。

② また議員たる地位は被選挙権を有する国民個人の自発的な立候補の意思に基づき、個人的にも精神的、肉体的かつ経済的に多大な努力を要する選挙を通じて初めて獲得される地位であること。

③ 懲罰における除名処分は、懲罰の中でも、住民の選挙によって選ばれた議員の地位を剥奪する結果を生じる最も厳しい処分である。

それゆえ、当該議員の言動が正常な議員活動としての範囲を著しく逸脱し、かつ甚だしく議会の品位を傷つけたと判断される場合にのみ適法なものとして承認されると解すべきであること。また除名処分が議会で可決されるためには3分の2以上の出席とその4分の3以上の同意が必要とされ、その基準は他の懲罰と比べて格段に厳しいこと。

④ 当該議員がたとえ「無礼の言葉」を発したとしても、それが真に除名処分に値する程度に無礼な発言であったと認められない限り、除名処分を科すことは適當ではない。また議会の品位を傷つけ、貶めたとしてもそれが真に除名処分に値する程度に品位を傷つけ、貶めたと認められる程度でない限り、除名処分を科すことは適當ではない。感情にとらわれず、むしろ寛容の精神において、理性的に、慎重な上にも慎重な検討と判断が求められるべきであること。

⑤ また議会は言論の府であり、言論の自由は最大限に保障されていなくてはならず、憲法第21条で保障されているように議会制民主主義の根本であること。

⑥ したがって、本件においても本会議での関議員の弁明のための意見陳述は、議員としての正当な権利の行使であり言論である。

したがって、たとえ誤りがあるとしてもその言論における政治的信条や思想的内容にまで立ち入って処罰の対象とするべきではないことは論をまたない。

ただその12月24日の弁明のための陳述中に発せられた「無礼の言葉」や「議会の品位を貶める発言」また「議会の秩序を乱す発言」についてのみ、その発言の意図や内容が懲罰の対象となること。

委員会としてはこうした観点に特に留意して慎重に検討を重ねた。その上で結果として最も厳しい「除名」処分が適当であるとの結論を下した。

詳細については後述するが、12月24日の当該陳述の発言内容を慎重に調査検討した結果、なるほど言葉そのものは外形的には敬語や丁寧語が多用されているが、その意味するところにおいて、多くの発言がその無礼さ、その品位の低さ、違法行為の正当化によるコンプライアンスの逸脱等に満ちていたこと、さらにはその悪質さが著しく、かつ一片の反省すら無く議会として到底許容できない程度であると判断したことによるものである。

(3) 関議員の陳述発言の調査と評価について

関議員の陳述発言のうち、委員会としては21箇所の発言を懲罰の対象となる発言とした。本報告としてはそのうち特に「ア 請願者及び請願賛同人に対する著しく無礼かつ議会の品位を貶める発言」、「イ 戸別訪問を正当化し、遵法精神から逸脱した発言」、「ウ 朝来市議会を侮辱し議会秩序を著しく乱す発言」であると評価した15箇所の発言にまとめて報告する。

ア 請願者及び請願賛同人に対する著しく無礼かつ議会の品位を貶める発言について

発言①

「また、面談した全員とのやりとりを個別に明確に覚えているわけではありませんが、皆様に大体同じような質問をした結果、請願第3号の内容を正確に理解して賛同人署名をされた方はほとんどおられないことが分かりました。」

【評価①】

この発言は請願に賛同した市民の判断力や意図を軽視し、不適切な評価をするものである。特に請願内容の解釈において関議員の主観的判断に基づいて「理解不足」と断じることが賛同人の行為を否定し、その名誉を傷つけるもので地方自治法第132条が禁止する「無礼の言葉」に該当する。

なお、淵本委員は、請願書本文を見ていない請願賛同人がいるのは客観的事実であり、そのことを関議員が指摘したまでのことであるので、この評価には同意できないという意見であった。

【評価②】

市民が行なった請願活動に対して否定的な評価を公の場で行うことは、議会が市民の民主的な権利行使を軽んじている印象を与える。特に内容をよく理解せずに署名し

たという発言は請願賛同人を侮辱し、市民の行動の正当性を否定するものである。議会は請願を公平に審議する場であり、議員が個人的な見解をもとに請願活動を否定するような発言を行うことは、議会の中立性を損ない、信頼性を低下させる。

市民が請願活動を行う際に、公然と批判されるリスクを感じることであれば、民主主義の基本である市民の政治参加を妨げる結果を招く。したがって、このような発言が議会の本会議の席上でなされた場合、議会の品位を著しく貶めることになる。以上からこれらの発言は請願行為を不当に否定し、請願者及び賛同人の行動を軽視するものであり、「無礼の言葉」に該当し、議会の品位を損なうものである。

発言②

「請願第3号の資料を示し、実際の吉田議員の発言は正規職員の意見を聞くべきだというもので、ほかの議員や議長の指摘もなく、非正規職員に対する差別的なものとは言えないと思われるのですが、それでも辞職勧告を求められますかという質問」

【評価①】

ここで関議員は「吉田議員の発言は差別発言ではない」と公然と評価して、請願第3号の趣旨を独善的に否定している。しかし請願内容の評価は議会全体で行うべきものであり、個々の議員が主観的に断定することは適切ではない。日本国憲法（以下「憲法という。」）第16条で保障される請願権は、市民が政策や行政に対する意見を表明する基本的な権利である。議員が妨害することは許されない。

発言③

「■■■■が民生委員を務める地元の人の中には、今後、家族や自分も世話になるときに不利にされたら困ると思い署名をしてしまったと悲しげに言う方もいました。」

【評価①】

民生委員制度と請願活動を結びつけるこの発言は非常に問題がある。民生委員制度は地域社会において中立的かつ公平な立場で住民を支援することを目的としており、地域住民の公的信頼を基盤にして成立している。「不利にされたら困ると思い署名してしまった。」という表現は請願者が民生委員としての地位を利用して署名を集めたかのような印象を与え、民生委員制度全体の中立性や公平性に対する不必要な疑念を引き起こす。

民生委員制度に対する信頼は住民が安心して相談や支援を受けるために不可欠であるが、この発言により、「民生委員が立場を利用して市民に圧力をかける」と言った誤解を生じさせ、民生委員の中立性を疑わせて市民の信頼を損なう。また、この発言は請願者が民生委員としての立場を不当に利用しているかのような印象を与えるため、個人の名誉を損ねている。民生委員としての活動が請願活動と結びついているかのように示唆することは、請願者の人格や行動の正当性を不当に貶めるものである。議会の場で特定の制度（民生委員）やその担い手（請願者）に対する疑念を喚起する発言を行うことは、議会の中立性や品位を損ねる行為とみなされ、この発言は名誉を毀損する「無礼の言葉」に該当し、議会の品位を損なうものと言わざるを得ない。

以上のことから当該発言は非常に問題のある発言であり、議会としても看過することはできない。

なお、淵本委員は、発言③の内容は関議員がそのように断定したものではなく、訪問先の請願賛同人の中に、そのような発言をされる方があったということを述べたものであって、関議員が民生委員の評価を貶めることを意図して発言したものとは認め

られないため、この評価には同意できないという意見であった。

【評価②】

また、請願受理及び個人情報取扱事務調査特別委員会（以下「百条委員会」という。）の調査においてもこの発言は問題視され、確認のため、署名者のうち誰の発言か特定を求めたところ、メモしていないので誰の発言かは覚えていないとの回答であった。誰の発言かも特定できないような発言とは、場合によっては虚偽発言の可能性もあるということである。百条委員会でこのように指摘されたにもかかわらず、今回本会議場で再び同じ発言を持ち出したことは、反省もなく議会の品位と信頼を著しく貶めるもので許されることではない。

発言④

「賛同人は名前が公開されてしまう場合がありますが、そのことは御存じですか。…名前が出ると、例えば吉田議員の支持者などからよく思われないというようなリスクもあるかもしれませんが、そういった御説明も受けられましたか。この質問については、ほとんどの方が、名前が公開されるという説明はなされていない、会議資料となっていることも知らなかった。そのようなリスクは考えてもいなかった、知らされていないかったという回答でした。」

【評価①】

請願権の行使において、賛同人が「リスクを認識していない」と断じたり、「説明不足」とする発言は請願の趣旨や賛同人の意思を軽視するものである。特に「名前が公開され支持者からよく思われないリスクがある」という発言は請願活動がもたらす影響を一方的にネガティブに解釈しており、請願者の意図を不当に歪めている。このような発言を本会議場で強調したことにより、請願行為全体を危険なものとして印象付けている。「名前の公開やリスク」を強調することで、市民が請願活動に参加することへの不安を煽る結果を招いている。これは請願権行使の萎縮を招き、民主主義の基盤である市民の政治参加を阻害するもので、議会の品位を損ねる。

また、「説明がなされていない」「知らなかった」との主張を強調することで、請願者が賛同人に対して十分な説明を行わなかったと示唆している。このような発言は請願者の誠実性に疑念を抱かせ、名誉を傷つけるものである。加えて賛同人の判断が浅薄であるかのような印象を与えている。この発言により、請願が賛同人に不利益をもたらす行為であるかのような印象を与えることは請願趣旨を不当に歪めるものであり、請願者の名誉を著しく傷つけ「無礼の言葉」に該当する。

このように請願者の誠実性を否定するような表現を多く用いており、「無礼の言葉」に該当すること、請願趣旨を歪曲し、請願行為全体を不当なものとして印象付けて、議会の品位を損ね、市民の請願権行使を萎縮させる効果を持つことから、議員として許されざる発言であると言わざるを得ない。

発言⑤

「面談を重ねて、お話を聞くうちに、請願人である■■■が今回の署名を集める際に、そもそも請願第3号の書面を見せずに、何に署名するのかということを伝えていない場合があること、請願3号の内容等について正確に伝えていない場合があることなどが分かってきましたので、これらの点もお伝えしたいという目的で行ったものです。」

【評価①】

請願者がどのような手法で賛同署名人を集めたかということは、百条委員会の調査で明らかになっている。その手法に何らの違法性や不当性はなく、議会が、ましてや議員が関与、干渉すべき問題ではない。

請願者は第3回百条委員会で次のように証言している。「署名をいただく表紙にまず請願と同じ文書を記載したものを挟んでおりまして、それを指で示しながら説明をし、署名を、納得していただける場合のみ署名をいただきました。また大勢の方がおられる場所では、それを読み上げ、内容を説明し、賛同いただける方のみ署名をしていただきました。」

状況によっては請願書を見せず、読み上げたり、概略説明だけでお願いをしたこともあるとの証言である。これらの手法は状況に応じた合理的なものであり、それから生じる説明の過不足や濃淡について、議会や議員がことさらにあれこれ評価したり、介入することは請願法の趣旨に違反する。

関議員の発言では「書面を見せず」「正確に伝えていない」と断定的に述べており、請願者の行為が意図的に不誠実であったかのような印象を与えている。これにより請願者の名誉を損なっている。特に公的な場でこのような発言を行うことは請願者の信頼性や誠実性に対する疑念を広める結果となる。この発言が「面談を通じて分かった」と述べられているものの、客観的な証拠や裏付けが示されておらず一方的な非難となっている。そして請願活動そのものを不誠実または欺瞞的な行為であると示唆して、請願者の人格や意図を侮辱するもので「無礼の言葉」に該当する。

また、請願活動を不適切に評価するものであり、市民の請願活動を萎縮させる効果もあることから、議会の品位も損ねている。

発言⑥

「 は請願第3号の本文を見せず、吉田議員の辞職勧告決議を求めるという趣旨自体や、実際の吉田議員の発言すら説明せず、吉田議員が差別的発言をしたと決めつけて懲らしめる趣旨であると説明して、多数の方々から賛同人署名を真意に反する方法により集めています。この賛同人署名の集め方こそが不当なものであり、非難されるべきである」

【評価①】

「吉田議員が差別発言をしたと決めつけた」「懲らしめる趣旨で説明をした。」という発言は請願者が不誠実かつ悪意を持って行動していると示唆しており、請願者の名誉を損ない、請願活動そのものを貶めるものである。請願者がこのような説明をしたとの客観的な証拠も提示されておらず根拠を欠いた主張で「無礼の言葉」にあたる。

「真意に反する方法で署名を集めた」との発言は請願活動そのものを疑念視するものであり、他の市民が今後の請願活動に参加することを躊躇・萎縮させる恐れがある。また請願者が「吉田議員を懲らしめる意図」で行動したという具体的な証拠が示されておらず、発言において事実確認と根拠の提示を徹底すべき議員の責務と倫理に反する行為である。

以上のとおり請願者の名誉を毀損し、請願権を侵害すること、議会の品位と中立性を損なう発言であり、市民の信頼を低下させること、事実確認と根拠の提示を欠き、無責任な発言であることから、この発言は本会議の発言としては許されるべきではない。

【評価②】

関議員は「(請願者は) 実際の吉田議員の発言すら説明せず」と言っているが、請願者は次のように証言している。「(・・吉田議員は発言の中で)「この支援員を法制担当者という、正規の担当者がかわいそうであります」という表現を用いられております、これは明らかに正規・非正規の違いをもって、非正規職員の人格を否定した言葉だと私は受け取りました。そういう意味で差別と判断をしております。…というふうな形で説明をしております。」

関議員のこの発言は虚偽とも言える発言であり、名誉を毀損する発言である。

発言⑦

「その間、名簿は出ないと虚偽の説明を信じた市民の方の名前は公開されっ放しです。」

【評価①】

関議員が「名簿は出ない」という説明を「虚偽」と主張しているが、名簿が適切に非公開で管理される場合、「名簿は出ない」と説明することは虚偽ではなく、正当な手続に基づくものである。一部の情報が議会傍聴資料として公開される場合でも、その範囲は厳格に制限されるべきであり、「名簿は公開されっ放し」という表現はあたらない。請願者はこの認識を伝えたもので問題はなく、関議員が「虚偽」と断定するその他の具体的な根拠が提示されないなら、単なる主観的な解釈で誤った印象を与える不当な発言というべきで「無礼の言葉」である。市民の行為を「虚偽」と断定することで、責任を押し付けるような発言は議会の信頼性を低下させ、その品位を著しく損なう。虚偽の説明と断定する前に、名簿の取扱いに関する具体的な規定や手続を十分に確認すべきで、こうした確認が不十分なままの発言は議員としての職務倫理に反する。以上からこの関議員の発言こそ虚偽であり、不当な発言と言える。

イ 戸別訪問を正当化し、遵法精神から逸脱した発言について

次に請願賛同人への戸別訪問を正当化して遵法精神から逸脱し、またそれにより、議会の品位と秩序を著しく損ねている発言について指摘する。

議員はその議員活動において、各種法令に従い確実に守ることは活動の基本原則である。

発言⑧

「賛同人名簿は非公開の情報ではなく、しかも市議会傍聴者に対して配付される資料となっているのですから、市民一般が知り得る情報です。このような情報を一市会議員である私が参照し、上記のような正しい情報をお伝えすることにどのような問題があり、誰がどのような不利益を受けるのか私には分かりません。」

【評価①】

「朝来市議会の個人情報の保護に関する条例」では個人情報を利用する際には、①利用目的の制限(第4条) 個人情報は権限に基づく事務の遂行に必要な場合に限られる。②不適正利用の禁止(第6条) 違法又は不当な行為を助長・誘発する方法で個人情報を利用してはならない。③安全管理措置(第9条) 漏洩などを防ぐための措置が求められる。④提供及び利用の制限(第12条) 法令に基づく以外では目的外利用が禁止される。等の原則が求められている。関議員の「公開資料だから問題がない」とする発言は、この条例で求められる慎重な取扱いの原則の理解を欠いている。

議会傍聴資料として配布された資料であっても、条例が求めているのは使用目的が適正かつ必要最小限の利用である。また関議員は「誰がどのような不利益を受けるの

か私には分かりません。」と述べているが、名簿の内容がSNS等で拡散されることで、賛同人が不特定多数に名指しで知られる可能性があるというプライバシーの侵害や、請願活動において、署名が不用意に第三者に参照され接触される懸念が広がれば、市民が署名や請願活動に参加することをためらう要因となる「市民活動の萎縮」といった不利益を市民が被ることとなる。

関議員の発言は個人情報保護の重要性を軽視しており、さらに正しい情報を伝えるという名目で賛同人に個別接触したことを正当化している。このような発言は市民の議会による個人情報の扱いに対する懸念を生じさせ、議会への信頼を著しく損なうものである。

このように関議員の発言は、朝来市議会の個人情報の保護に関する条例や地方自治法の規定を十分に理解・遵守していない発言である。このような発言は市民のプライバシー保護に対する軽視とみなされ、議員としての資質に疑問を投げかけるものである。

発言⑨

「今回の私の接触は、上記のごとく、以下のような対応です。訪問は私の知人のみで、面識のない人には接触していないこと。請願3号の署名欄に名前があるとの情報を伝えたこと。請願3号の内容を説明し、真に賛同人となる意思があったか、お話をする中で確認をしたこと。撤回を希望する方には撤回の方法を伝え、撤回を希望しないと述べた人に対しては速やかに退去したこと。賛同人署名を行ったことを非難したり威圧的に撤回を急激に迫ったりしたことはなかったこと。このように、私の面談は決して賛同人に対して取下げを求めたり、論難したり、今後の請願や賛同人になることに萎縮を生じさせたりするような接触ではありません。私の訪問によって仕方なく賛同人署名を撤回したとか、撤回させる圧力を感じたという方はほとんどいらっしゃらない、私はいらっしゃらないと確信しています。私の賛同人に対する接触は、あくまで正しい情報をお伝えしたものであって、請願の妨害に該当するような接触ではありません。正当な議員活動であると考えています。」

【評価①】

請願権は憲法第16条で保障され、市民が自由に行政や議会に意見を表明する基本的権利である。この権利を尊重し保障することは議員の重要な責務である。戸別訪問はたとえ「知人のみ」や「威圧的でない」形で行われたとしても公的な立場である議員からの接触は市民にプレッシャーを与え、請願活動への萎縮を招き、市民の権利行使を妨げる危険性がある。また議員が請願の賛同人に直接接触し、賛否について確認する行為は請願に対する中立性を損なうものであり、議会への信頼を低下させる。これらの点で関議員の行為は大きな問題があるが、その行為を正しい行為であるかのように議会で発言することは議会のコンプライアンスを疑わせるもので議会の権威を傷つけその品位を大きく貶めるものである。

発言⑩

「今回の私のような接触自体が認められないというのであれば、逆に正しい情報に基づかずに本意ではなく賛同人となった方々について、賛同人署名を撤回する自由を制限することになり、ひいては当該賛同人の正しい情報を知る機会を奪うことになると考えます。今回の私の情報提供により、実際に賛同人署名は本意ではなかったとして撤回された方々がおられます。そのことについては本当によかったと思っ

ています。」

【評価①】

関議員のこの「戸別訪問を正当化する」発言は議員としての職責や倫理に反しており、議員の資格に疑問を抱かせるものである。憲法第16条で保障されている請願権は国民の基本的な権利である。この権利はあらゆる干渉や圧力から保護されるべきものである。「正しい情報を提供し撤回の自由を確保する」という主張は一見正当なように見えるが、実際には賛同人に圧力をかける形での「撤回の自由」を強調しており、請願活動への不当な干渉に該当する。議員の戸別訪問が心理的な圧力を生むことを認識せず「正しい情報提供」として正当化している点は市民の請願権を軽視している。「本意でなく署名した」として撤回が発生したことを肯定的に述べているが、この結果自体が関議員による請願権への介入・侵害の証拠となる。

【評価②】

また「情報提供により撤回された方々がおられることを良かった」と述べており、自己の行動が正しいという独善的な視点を示している。請願活動に直接介入することで、議員が自らの立場を利用して市民の行動を操作しようとしたと解される。議員には市民の自由な政治参加を尊重して、それを支える役割が求められるが、この発言はその責務を果たしていない証左と言え、議会の品位を損なっている。市民が自由に署名し意見を表明する権利を議員が直接干渉することで市民の政治参加を萎縮させる。「撤回の自由」を主張しているが議員が自ら関与して「自由」を操作していること自体が請願権の侵害であり、民主主義の基本原則に反する行為である。

このように請願権の侵害リスクを理解せず、市民の権利行使に不当な干渉を行なったこと、議会の品位を損ない、議員の職務倫理に反する行為を行なったことから、このような行動は議員の資格に疑問を抱かせるものである。

発言⑩

「なお、傍聴者資料としても公開されている情報にもかかわらず、私個人で判断し、接触したことがいけないとの指摘も受けておりますが、私の個人の接触は駄目であるが、議会なら大丈夫であるという法的な根拠があるのでしょうか。」

【評価①】

関議員は「私個人の接触はダメで議会としてなら大丈夫という法的根拠があるのか」と述べているが以下の点で大きな違いがある。議会として請願審査のために請願者に必要な問合せを行う場合、その目的や方法が明確にされ、議会の記録にも残る。これにより市民に対する説明責任を果たすことができる。しかし、個々の議員が独自に接触する場合、目的や方法が議会で共有されず、不透明な行動とみなされる。これにより、請願活動に対する不信感を招く恐れがある。また、議会は受理した請願の審査を行う法的な責任を持ち、必要な調査や確認を行う権限がある。この場合、調査の目的や範囲が議会全体で合意され、適切に制約される。しかし、個々の議員の接触は個人的な解釈や意図に依存するため、公平性や中立性に欠ける可能性がある。請願審査は法的にもあくまで議会として行うべきものであり、議会全体で合意された手続に基づく問合せや調査である場合は何ら問題はない。一方で個々の議員が独自に賛同人に接触することは、議会の公平性、中立性を損なうこと、また請願法の観点からも不適切である。関議員のこの発言は議員としての職務倫理や法的責任に対する認識の欠如を示しており、議会の品位をも大きく貶めている。

発言⑫

「請願であるからという理由のみで賛同人署名をされた方々に正しい情報をお伝えすることが違法な行為であると評価されるのは明らかにおかしいことです。」

【評価①】

16名もの請願賛同人を戸別訪問し、「正しい情報」として議員個人の解釈を伝える行為は朝来市議会の個人情報の保護に関する条例に違反し、名簿の利用目的を逸脱した行為であり、市民のプライバシーを侵害する。「正しい情報」を伝える行為は議会全体の手続に基づいて行われるべきものであり、議員個人が請願活動に干渉することは職務の範囲を逸脱している。

請願活動の「署名の集め方が不当」と断定することは請願権行使を否定的に捉える発言であり、市民の権利行使を妨げる効果を生む。これら関議員の発言には、請願権の保護、朝来市議会の個人情報の保護に関する条例の遵守、議会の中立性の確保といった法的責務に対する認識と責任が不足している。

以上のように、「署名の集め方が不当」という発言は請願者の名誉を損ない、「無礼の言葉」に該当すること、議会の中立性や品位を損なうものであり、市民の民主的権利行使を妨げるリスクを高めていることから本会議の場での発言としては許容できない。

発言⑬ 「市民の方々が正しい情報の下に正しい判断をされることをお手伝いをすることは議員活動としてとても大切なことだと思っています。」

【評価①】

関議員のいう「正しい情報」とは関議員の主観的で独善的な主張のことであり、「正しい判断」とは関議員の意に沿った「判断」に過ぎない。「お手伝いする」とは賛同人名簿を目的外に利用して賛同人宅を戸別訪問し、請願趣旨を一方的に否定して、吉田議員の発言は差別発言ではないと自分の勝手な解釈を伝えること、そして請願賛同人を撤回させることである。これらの発言が請願者と賛同人に対する著しく無礼な言葉であることは、これまで指摘してきたとおりである。関議員は、請願者は「正しい情報」を提供しておらず、賛同人は「正しい判断」をしていないと主張している。

関議員はこうした活動が「議員活動としてとても大切なものである」と述べている。これは賛同人宅を戸別訪問して請願趣旨を否定して回る違法行為を正当化している。この発言は請願活動に対する不当な介入を正当化しており、請願者と賛同人に対する大変無礼でその名誉を傷つける発言である。また議会の秩序を乱し品位を著しく貶める発言である。

発言⑭

「その間、名簿は出ないと虚偽の説明を信じた市民の方の名前は公開されっ放しです。」

【評価①】

請願書や賛同人名簿が議会内で使用される場合、その情報の扱いは、議会が定める範囲内に限定される。市民の名前が「公開されっ放し」と述べることはこうした取扱基準を誤解している、または意図的に主張している。市民の名前が「公開されっ放し」の状態になった原因については、むしろ関議員が名簿をもとに賛同人を戸別訪問したことが問題で、情報の更なる拡散や誤解を招く原因になっており、また、吉田議員の情報漏洩の結果でもある。この発言は天に向って唾を吐く行為に等しいものである。

また、この発言は議会の信頼性を傷つけ、品位を著しく貶めている。

ウ 朝来市議会を侮辱し議会秩序を著しく乱す発言について

発言⑮

「さらには、私が本件について議会に対し、市民から何かよく分からないものに署名して不安に思っている方がいると相談を受けた。本件の請願第3号の賛同人署名がその相談内容かもしれないので御調査いただきたいと報告したら、賛同者に対し、正しく請願の内容に賛同したか否か、早急に調査確認を行えたでしょうか。恐らく抽象的な市民からの相談を根拠にして、賛同者に対し調査・確認などできないとなるか、あるいは、賛同者に接触すること自体が許されないという百条委員会と同様の意見が多数となり、議会は賛同人との接触を避け、賛同の真意を確認することはできなかったというのが関の山ではないでしょうか。その間、名簿は出ないと虚偽の説明を信じた市民の方の名前は公開されっ放しです。」

【評価①】

そもそも不確かな情報に基づいて調査を開始すること自体が不適切である。「何かよく分からないものに署名して不安に思っている」という抽象的な相談内容をもとに調査を始めることは請願活動の正当性を損なう。賛同人に対して「正しい請願内容を理解しているか」を確認する行為は、請願活動の自由を侵害し議会の中立性に対する信頼を失わせる結果を招く。

関議員は「議会ではできないから個人で行った」と述べているが、これは議会全体の手続と責任を無視した行為であり、中立性を著しく損なうものである。

【評価②】

「議会は賛同人との接触を避け、賛同人の真意を確認できなかったというのが関の山ではないでしょうか。」と述べるが、そもそも関議員が「不安な人がいる」から議会で調査をと実際に申し入れたとしても、議会はこの申し入れを受理はしなかったであろう。雲を掴むような曖昧な申し入れを受けて何をどのように調査できるであろうか。できるはずがない。にもかかわらず自分の破天荒な調査請求がさも正当であるかのような前提に立って、議会を「関の山でしょう」と言うのは余りにも独善的な主張であり、議会をあからさまに侮辱し、その品位を貶める発言である。

【評価③】

関議員の発言には議員としての資質に疑問を抱かせる点がいくつか含まれている。議員は地方自治法や、朝来市議会の個人情報の保護に関する条例に基づき、市民の権利を尊重しながら活動する責務がある。今回の発言や行動は、これらの規定に対する理解が不足していると見られる。「議会ではできないから個人で行なった」との発言は、議会の正当な手続を無視し、議会運営を混乱させ、議会の秩序を大きく乱している。

以上が関議員の12月24日陳述における主な懲罰対象発言に対する委員会の評価である。

委員会ではこの評価に基づき、全会一致で懲罰を科すべきであると決した。

なお、渕本委員は懲罰を科することに異論はないが、関議員の行為は公開情報に基づいた議員活動であること、市民の不安を解決しようと訪ね歩いたことは議員活動として理解できる行動であることから、関議員の発言は問題があるにしろ特段大きな問題はないとの意見であった。

(4) 結論～科すべき懲罰について

これらの評価に基づき、委員会では意見交換の結果、以下のような総括的結論に基づき科すべき懲罰についての決定を行なった。

- ① 請願活動、請願者、請願賛同人に対する極めて悪質な名誉毀損、誹謗中傷発言が多い。こうした発言を公開の議場で何度も繰り返したことは当該市民に対して無礼極まることであり、最大の懲罰が与えられてもやむを得ない。
- ② 請願権の深刻な侵害を意に介さず、正当化する発言が多く、こうした違法行為を是認かつ正当化する発言は、議会秩序を著しく混乱・破壊するものとして容認できない。議会として厳しい懲罰が必要である。
- ③ 関議員自らもその制定に参加した「朝来市議会の個人情報の保護に関する条例」に対する違反行為（個人情報の目的外利用）を公然と正当化する発言が多く、百条委員会で何度も指摘されてもついに反省の弁はなかった。そればかりか、最後には「議会は動けないのが関の山」と議会を挑発し侮辱する発言をする有様である。議会秩序に挑戦し、破壊し、議会の品位を大きく貶め、議会への市民の信頼を著しく損ねる発言として到底容認できない。議会の秩序を回復し守るためにも、また市民の信頼を回復するためにも特に厳しい懲罰が必要であると判断する。
- ④ 倫理性が著しく欠如している。憲法や法に対する遵法精神（コンプライアンス）の保持は、議員の持つべき最低限の基準であるところ、関議員にあってはこの遵法精神から公然と逸脱する発言が多く到底市民の負託を受けた議員としての職責を全うできる資質があるとは思えない。
- ⑤ 憲法の趣旨への違反を始め、請願法、朝来市議会の個人情報の保護に関する条例の違反行為を肯定・正当化する発言に終始し、自己反省の弁明はない。これは議会としてはコンプライアンスの観点、また議会秩序の維持の観点から到底受け入れられるものではない。
議会の正常な秩序を回復し、遵法精神に則った議会運営を行なっていくためにも最も厳しい懲罰が不可避であると考える。
- ⑥ 以上の総括的評価に基づいて慎重に検討した結果、その懲罰は、議員の身分を失うことになるが、賛成多数で、最も重い「除名」処分が適切妥当であるとの結論に至った。
委員会として同僚議員に対しこのような重い懲罰を科すべきと報告することは苦渋の判断であり痛恨の極みであるが、市民のために最良の議会を回復し維持していくことが、議会としての果たすべき義務であると考え慎重に決断した次第である。

以上が関議員に科すべき懲罰内容を「除名」と決定した理由である。

なお、淵本委員のみは懲罰に値する発言があることは認めるが、懲罰としては最も軽い戒告処分が適当であるとの意見であったことを付記しておく。

以上、朝来市議会会議規則第103条の規定により報告します。

令和7年3月26日

議長 浅田郁雄様

懲罰特別委員会

委員長 森下恒夫